

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会  
第6回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成26年6月23日（月）18：00～20：49

2. 場所 経済産業省17階第1～第3共用会議室

3. 議題

(1) 事務局・オブザーバー・委員説明

(事務局)

- ・ 広域的運営推進機関に関する制度設計について
- ・ 卸電力市場の活性化（自主的取組・競争状態のモニタリング報告）について
- ・ 広域的運営推進機関における設備形成ルールの在り方について
- ・ 「電気事業法等の一部を改正する法律」について

(永井オブザーバー)

- ・ 広域的運営推進機関の発足準備状況について

(遠藤委員)

- ・ スイッチング支援システムの検討状況について

(林委員)

- ・ スマートメーター制度検討会における今後の対応について

(2) 自由討議（含む質疑応答）

4. 議事本文

○安永調整官

定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第6回の制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日も議題に関係の深い事業者、関係機関の方々にオブザーバーとしてご参加いただいております。

公正取引委員会調整課の杉山課長は本日急遽ご都合が悪くなり代理として課長補佐の吉川様にご出席をいただいております。

それから、消費者庁消費生活情報課の片山課長。

それから電力系統利用協議会の江川様、大口自家発電施設者懇話会の添木様。自家発電懇話会、理事会社の交代がございまして、オブザーバー交代させていただいております。

それから、SBエナジー株式会社兼SBパワー株式会社の児玉様。

日本風力発電協会の祓川様、こちらも交代がございまして、祓川様にご出席いただいております。

それから、広域的運営推進機関設立準備組合の永井様にご参加をいただいております。

ご多忙のところご足労いただき、御礼申し上げます。

なお、山口委員につきましてはご事情により委員を辞任されましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

それでは、早速ですけれども議事に入りたいと思います。以降の議事進行は、横山座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○横山座長

久しぶりの制度ワーキングでございまして、きょうも今まで同様、活発なご議論をお願いしたいというふうに思います。

きょうは、20時30分までという予定をしております。どうぞよろしくお願いたします。

資料がたくさんございますが、まずは事務局から資料5シリーズにつきましてご説明していただきました後、資料3、4につきまして、それぞれ関係の皆様からご説明をいただきたいというふうに思います。

それでは、まず事務局から資料5シリーズのご説明をお願いいたします。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。

今座長からもお話ございましたように、資料3-1から4まではそれぞれご提出をいただいた方々に後ほどご説明をいただきますので、私からは事務局提出資料の資料5-1から5-5までにつきまして順にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料5-1をごらんいただければと思います。

広域的運営推進機関に関する制度設計でございます。

2ページをお開きいただければと思います。

広域的運営推進機関について、以下のご説明では略して「広域機関」というふうに省略してご説明をさせていただきますけれども、この広域機関の設立に向けて整備が必要な課題の全体像を2ページでお示ししております。

広域機関につきましては、この後設立準備組合からもご説明いただきますけれども、近々設立

の認可申請が予定されておりまして、設立の認可に際しては定款と業務規程が必要になります。このため今回2ページで特に太く囲みました組織・体制と業務について今回これまでのワーキンググループでの議論も踏まえた具体案をお示ししております。

3ページをご覧ください。

今回ご議論いただく内容の位置づけを記載しております。定款と業務規程につきましては、その記載事項や認可の基準を定める必要がございます、この後ご説明いたします内容につきまして、特段問題がなければ今後パブリックコメントを行った上で経済産業省令、あるいは大臣の認可基準といった形で定めることを予定しております。

それでは、まず定款についてでございます。

おめくりいただきまして5ページでございます。

定款の記載事項のうち、目的、事務所の所在地等について規定をしております。

認可基準としては利便性の高い場所であること等を規定しております。

おめくりいただきまして6ページでは総会に関することを規定しておりますけれども、特に議決権の中立性が論点となります。ここでは総会の議決権につきまして小売、送配電、発電の3つの事業分野ごとにそれぞれ今までこのワーキンググループでもご議論いただきましたけれども、1対1対1と対等になるように設定すべきということを認可基準としております。

なお、2015年の広域機関の発足時点では、現行の電気事業法の事業区分に従って、この米印のところに記載したようなグループ分けになりますけれども、2016年、小売の自由化がスタートする時点では電気事業者の区分が変わりますので、この広域機関が発足して2年目以降は「参考」と記載したところのグループごとに対等になるべきこととしております。

その際、現在の一般電気事業者は、発電、送配電、小売のいずれの分野でも相当な割合の事業規模となることが想定されますので、旧一般電気事業者グループが拒否権を持つということにならないように旧一般電気事業者グループ全体で3分の1を超えないこととするという案としております。

おめくりいただきまして8ページ。7ページ目、この後間に参照条文が入ってまいりますけれども省略をさせていただきます、8ページ目をごらんいただければと思います。役員についてでございます。

3つ目の丸のところで役員のノーリターンルール、それから4つ目の丸のところでは電気事業者の出身者が役員となる場合に、先ほどのグループごとに1名ずつとすることで特定のグループに偏らないようにすべきこと。それから、理事長は中立者であること等を定めております。

おめくりいただきまして、10ページ目でございます。

理事会の決議事項を定めておきまして、連系線の整備計画や系統アクセス業務など、このワーキンググループでも重要性のご指摘があった事項を広く理事会の決議事項とすべきこととしております。

おめくりいただきまして11ページ目では、評議員会について定めております。

この広域機関は電気事業者のみが会員となる組織でありますことから、有識者でありますとか大口需要家、あるいは一般消費者の代表の方、こういった方は評議員に加えていただく必要があるということ、それから予算でありますとか連系線の整備計画のような需要家の負担にもつながるような案件を中心に、これは理事会に先立って評議員会で審議すべき、こういう事項について定めております。

おめくりいただきまして12ページ、会費についてでございます。

ここでは総会の開催の事務連絡費用など、恐らく一会員当たり、せいぜい1万円、2万円といった金額になろうかと思えますけれども、規模の如何を問わずに会員、すなわち全ての電気事業者に対して生ずる費用をこれら全ての方々にご負担いただくという趣旨としての会費、これが1つ目でございます。

それからもう一つ目が連系線の運用など、広域機関の大半の業務運営に必要な費用、これは送配電事業者から託送料金を通じて回収する趣旨の特別会費という、こういった2種類とするという旨を定めております。

おめくりいただきまして14ページでございます。

14ページでは広域機関の予算の認可基準といたしまして、その費用のほとんどが先ほど申し上げましたように託送料金に転嫁されるということを踏まえまして、託送料金の国の認可基準と同様の基準でこの広域機関の予算を認可するという考え方をお示ししております。

以上が定款でございまして、続きまして業務規程についてでございます。

おめくりいただきまして16ページから17ページにかけて業務規程の記載事項や業務内容を記載しております。これらのこの機関の業務内容に沿って業務規程の具体的な記載事項というものを18ページ以降でお示ししております。

これまで専門委員会でありますとか、このワーキンググループでご議論いただきました広域機関が担うべき機能というものをきちんと書き込む必要があるという考え方で整理しておりますので、新しい話というのはほとんどございませんけれども、したがって、端折りながらのご説明になりますけれども、まず18ページ目でございます。

これは需給の状況に応じて広域機関が融通の指示でありますとか発電所の焚き増しの指示を行う、こういう機能を担うということでございますので、こういった業務についてきちんと定める

べきであるということを18ページでは記載しております。

それから19ページでございますけれども、送配電等業務指針、これは国の認可が必要な送配電等業務に関するルールでございますけれども、その指針を策定する業務、あるいは需要想定、供給計画の取りまとめと、こういったものについての手順等を定めるべきということを記載しております。

それから、20ページでございます。

連系線等の整備計画について記載しておりますけれども、この点につきましては極めて広域機関への期待が大きい業務でございます、対象となる送電線、あるいは整備計画を策定する際に委員会を設けて検討を行うべきことなど少し具体的に記載をしております。

おめくりいただきまして21ページでは、ADR等紛争処理、あるいは連系線の管理についても記載をしております、例えば連系線の利用を自動化するシステムをつくる、連系線の運用の妥当性を判断する、それから再生可能エネルギーの変動に対応した広域での周波数調整業務を行うと、こういったことを定めているべきことを記載しております。

おめくりいただきまして22ページでは、系統の情報公開、それから系統アクセス業務、それからこの後別途ご説明がございますけれども、需要家のスイッチングの支援のためのシステム構築、こういったものについて記載をしております。

それからおめくりいただきまして23ページでございますけれども、年次報告の作成とありますけれども、いわゆる系統の信頼度評価を行うべきこと、それから災害時の参集のルールでありますとか役割分担など、こういったものも定めるべきということで記載をしております。

おめくりいただきまして24ページでは、広域機関が会員に提出を求めることができる事項などをまとめております。

それから次の25ページでは、広域機関の運営が原則公開で行われるべきと、公開原則というものについて定めております。

それから26ページでは、事務局の体制のイメージを記載しております。

また、26ページの下から2つ目の丸のところですが、電気事業者からの出向者については、先ほど申し上げました発電、送配電、小売といった特定のグループに偏ることなくバランスを考慮すべきことと。また、プロパー人材も配置するように求めています。

今回の案では、役員についてはノーリターンルールを定めております一方で、職員についてはノーリターンルールを設けておりません。これは職員についてノーリターンルールを適用した場合に電力会社からの優秀な職員の派遣が難しくなること、あるいは特に新規参入者については職員の派遣が非常に困難になるといったことも踏まえて、職員についてのノーリターンというのは

規定をしていないわけでございますけれども、電力会社からの派遣ばかりでなくて、プロパー職員を育てていく必要があるということを求めているものでございます。

また、27ページになりますけれども、この職員についてノーリターンルールというのを求めないことも踏まえまして、秘密保持などコンプライアンスについて徹底することを求めています。

27ページ、⑧のところですが、出向者については派遣元の業務と利害関係を有する業務に携わることを禁止することなどを求めているということとしてございます。

27ページ下段の情報管理のところでも、出向職員が会社に戻った場合においても処分ができるように求めるといったようなこととしております。

それから28ページでは、情報処理システムについて拡張性を持たせることや緊急時の業務継続性などを求めています。

30ページ、31ページでは省令や認可基準で定めるべき基本的な事項というのをまとめております。

それから32ページ以降は、これまでのワーキンググループにお示しした資料を参考までにおつけしたものでございますので、ご説明は省略をさせていただきます。

また、資料5-1の参考資料として電気事業法の第1弾及び第2弾の改正について、その条文をお配りしております。

以上ご説明を申し上げましたけれども、今回は設立に際して決まっているべき事項について、具体的な認可に当たっての考え方をお示しいたしました。ただし、業務開始に際して各電気事業者も含めて守っていくべき事項を今後送配電等業務指針として整備して国の認可を要するということとなります。本ワーキンググループでも、今後とも広域機関のルールに盛り込んでいくべき事項についてはご議論いただくことを考えておりますので、今後こういった議論も踏まえて、例えば送配電等業務指針の整備に反映いただくといったことも必要になってまいります。こうした過程で広域機関の業務運営方法にも影響を及ぼすような事項が出てまいりました段階では、またその段階で適時適切に業務規程、あるいは認可基準にも追加的に反映をしていくということになります。

資料5-1につきましては、以上でございます。

続きまして、資料5-2をごらんいただければと思います。

資料5-2は卸電力市場の活性化についてのモニタリングのご報告でございます。

2ページ目が全体の目次になっておりますけれども、全体として今回データのご報告になりますので、ご説明はポイントのみとさせていただきます。

3ページをごらんいただければと思います。

3ページ右側に前回報告とございます。第4回のワーキンググループにてご報告したデータがございましたけれども、例えばスポット市場の入札量は4.8倍になりました、約定量は1.5倍になりましたとご報告をいたしましたけれども、今回のデータは、左側のほうに行きまして真ん中のところに、今年の1から3月でスポットの入札は1.9倍、2013年度全体で見ても3.4倍と、こういったことになっておりまして、前回の報告と比べますと数値が下がっておりますけれども、これは必ずしも自主的な取り組みが行われなくなってきたということではなくて、季節要因によるものというふうに分析をしております。

具体的なデータ、4ページ以降でございますけれども、季節要因ではないかというところを資料の8ページのところにご紹介しております。前回の分析は、夏場を中心とする期間でございまして、ピーク需要に合わせて電源を待機させると夜間に余剰が出やすいということが影響していたのではないかとこのように考えておりまして、こうした、たまたま高い水準が出てくる時期のものが前回の報告であったということとございまして、年間を通じて見ますと8ページに見たような状況になっているということとでございます。

9ページ以降のデータでも、今回全般的に市場が何か物すごく活性化したというデータにはなっておりませんが、例えば先渡し取引については商品の特性と、あるいは現行制度下での市場参加者のニーズのミスマッチなどがありまして、活発な取引がなされるためにはいろいろ課題があるのではないかとこの資料全体を通じて分析をさせていただいております。

なお、少しかいつまんでになりますけれども、28ページにおきまして、これは日本卸電力取引所におきまして、ことしの4月から情報開示が少し進んだということをご参考までにまとめております。

それから30ページから公営電気事業者ですとかI P Pの電源の活用についての参考情報、それから35ページで常時バックアップの活用の状況、それから37ページでございますけれども、いわゆる新規参入者、新電力のシェアにつきまして、これまで自由化部門の大体3.5%程度というデータ、私どもよくご説明に使っておりますけれども、最新のデータでは2013年度通年で新規参入者のシェアが4.2%というデータ。その要因としては、電力システム改革専門委員会の議論を踏まえて電力各社においてご対応いただきました常時バックアップの見直しというものが寄与しているのではないかとこのように分析をしております。

それから、38ページでございます。

いろいろ報道されておりますけれども、一般電気事業者の子会社による越境供給につきまして関西電力、中部電力、東京電力の動向をまとめております。

それから39ページでは、部分供給につきまして、これは引き続き増加をしているというような

ことをまとめております。

それから41ページでございますけれども、一般電気事業者が電力システム改革専門委員会で表明された売り入札の数値目標につきまして、会社ごとに状況は異なりますけれども、全体としては需給ひっ迫がまだ続いているという中でも、この目標については既に達成されているということとまとめております。

それから42ページ以降では、この市場の入札行動の詳細をまとめております。

50ページで短期の相対融通の市場移行につきましては、一定の市場活用も行われているという一方で、この相対の融通はまだ引き続き継続されているということ。

それから51ページ、J-POWER、電源開発株式会社の既存の契約の見直しについては具体的な進展はないという結果になっておりますので、こちら実際の状況等について事業者の方から補足説明があれば、この後の討議の中でお願いできればと思います。

卸市場の活性化につきましては、以上でございます。

駆け足で恐縮ですが、続きまして資料5-3をごらんいただければと思います。

資料5-3は、広域機関の設備形成ルールについてでございます。

広域機関におきましては、連系線などの整備計画を策定することとなっておりますけれども、この資料5-3の3ページをごらんいただければと思います。

広域機関が連系線などの整備を進めていくに当たって必要なルールにつきまして、第4回のワーキンググループで幾つか論点を提起させていただきました。今回は、この論点についてさらに具体化を行っております。

おめくりいただきまして4ページでございますけれども、まず非常に長期間を要する送電網の整備について、現在の流れというものをまとめております。

これに対して広域機関設立後の整備の進め方についてでございますけれども、資料をおめくりいただきまして5ページ目におきまして全体を俯瞰した形でのご提案をしております。この中で送電網の整備については非常に長期間を要すること、また既設の送電線についても老朽化等により更新時期を迎えるものもあることから、長期の展望を持って計画的に行っていくことが必要であるということで、この広域機関がまず長期方針を定めていくということ、それから個別の事案については個別の検討プロセスを走らせていくという形になるということでございます。

今後個別の連系線等の整備計画は広域機関が中心となって策定してまいりますけれども、政府の政策方針を反映することも必要なのではないかとのご指摘も各方面から頂戴しておりまして、5ページの上から3行目のところに少し書きましたけれども、エネルギー基本計画、今般閣議決定いたしました、エネルギー基本計画でも政府の政策方針も踏まえて送電網の整備をやっている



くということの必要性が閣議決定をされております。

このために、5ページの図でございますけれども、広域機関の方針や計画のほかにも、政府の政策方針により検討が始まる場合のフロー図というものを記載いたしました。この政府の政策方針による場合ですけれども、これを少し具体的に書きましたのが資料の次の6ページになります。

6ページでは、政府が示す政策方針、例えば今後策定が予定されておりますエネルギーミックス、あるいは再生可能エネルギーの導入目標、さらには南海トラフ地震などの国土強靱化の観点から大規模災害に備えるべきと、こういったさまざまな政府として主体的に送電網の整備の方針を示す場合というものが想定をされます。

このような場合には、図の真ん中のところでございますけれども、政府において連系線の増強等を検討する場を設け、広域機関の参加を得るとともに、例えば敷設のルートや費用といった技術的検討につきましては、この図の右側に出ている矢印のように広域機関を活用する。そして、政府として連系線の 신설・増強の方向性が定まった後には、この図の下のほうにまいりますけれども、政府の方針を踏まえて、今後は、その後は通常の広域機関の計画策定プロセスにのせていくと。こういった流れで政府の政策方針を送配電網の増強計画に反映していくと、こういう形としてはどうかというご提案でございます。

7ページ目以降では、広域機関、それから各電気事業者の提起により検討が開始される場合のプロセスについて記載をしております。

災害時の融通など、安定供給目的の場合に増強しようということがきっかけになる場合もあれば、市場取引の活性化などの混雑解消が目的という場合もあります。それから各電気事業者におきまして発電所の新設があつて、それに伴って増強が必要になると、こういうような場合もあろうかと思えます。

こういったそれぞれの目的、要因によりまして検討プロセスが始まるわけでございますけれども、広域機関が地域内の基幹送電線につきまして連系線の運用に影響を与えるものとそうでないものがありますので、7ページの図の矢印の横に少し細かく書いてありますけれども、これは要するに連系線の運用に与えるような地内の送電線もあれば、そうでない送電線もあるということで、連系線の運用に直接影響を与えるようなものについては広域機関が直接検討し、それ以外の送電線については広域機関が検討する場合でも、まずエリアの送配電事業者に増強の予定のありやなしなどを確認した上で検討することとしてはどうかというような考え方をお示ししております。

それから8ページ目以降でございますが、8ページでまず全体の業務フローで、この8ページの全体像に照らして、それぞれのプロセスについては9ページ目以降という形で個別の論点提起

をさせていただいております。

8ページでは検討の場として、これは中立者も含めた検討委員会を設けるべきこと等を記載しております。

それから9ページでは、これまで電気事業者の発意というものが基本的な検討開始の仕組みだったわけでございますけれども、今後につきましては検討の開始の間口は広くすべきではないかということ。

それから、10ページ目は連系線の混雑についてですけれども、これまでは実際に送電サービス、停止した実績がどれぐらいあるかといった実績をもとに判断するようなことが中心となっておりますけれども、今後は市場の分断の状況でありますとか、あるいは電源のほうから系統にアクセスを要請して断られたという事例がたくさんあるような場合には、そういう実質的な接続が断られているような場合がどれぐらいあるかといったようなことも判断の要素に入れていくべきではないかというようなことを論点として提起させていただいております。

11ページでは電源の設置に伴う増強の発意につきまして、これは今まで費用負担の意思表示が必要であるとか一般電気事業者との共同での申し出が必要であるといったこともございましたけれども、こういったことは少し要件を緩和すべきではないかということを11ページで論点として提起をさせていただいております。

それから12ページでは、計画策定の際の考慮要素、すなわち増強のメルクマールについてルール化をすべきではないかということ。

それから13ページでは、ルートでありますとか事業実施主体の選定に当たって現状よりも公平性、透明性を高めるべきではないかということ。

14ページでは、これまで電力会社間の協議で決められておりました費用負担のあり方についても透明なルールの策定が必要ではないかということ。といった点を論点として提起しております。

15ページでは、設備形成に関しまして現在ございますESCJとそれから今後の新たな広域機関の仕組みの相違点をまとめておりまして、特に送配電網整備に関する基本方針の策定でありますとか整備計画の策定に関しまして、広域機関が新たな役割を担うことになるということをまとめております。

16ページは、これまでの費用負担ルールをご参考までにまとめております。

19ページ以降は、これまでのワーキンググループ配布資料の参考配付でございますので、ご説明は省略させていただきます。

資料5-3についてのご説明は、以上でございます。

この論点につきましては関係者も多くて、このワーキンググループにおいても議論を引き続き深めていく必要があるのではないかとということで論点の提起をさせていただきました。

続きまして資料5-4でございます。こちらは、紙は余り大したことは書いておりませんが、第2段階の電気事業法の改正というものが委員を初めまして関係者の皆様のご尽力をいただきまして、去る6月11日に無事今国会とまいましようか、さきの通常国会にて成立をいたしましたというご報告でございます。

このワーキンググループでご議論いただきました新たな事業区分ですとか、安定供給のための措置、需要家保護の措置、あるいは取引所の法定化など原案どおり可決、成立をいたしましたので、改めて御礼を申し上げたいと思います。

きょう、資料としてはこの簡単な概要1枚のみしかお配りしておりませんが、詳しい資料につきましては資源エネルギー庁のホームページなどで公開をさせていただいております。

それから、事務局からの説明の最後の資料は、資料5-5になります。こちらは、経済産業省におきまして小売自由化についての国民意識調査、いわゆるアンケート調査を行いましたので、その結果をお配りしております。

詳しいご説明、省略させていただきますけれども、全体のまとめをおめぐりいただきまして1ページのところに記載をさせていただいております。

「自由化の重要性」というものは6割の方が認識をされていて、7割の方は自由化に積極的な考えをお持ちという結果でございますけれども、「内容を理解している」と答えた方は、より自由化に積極的というような結果が出ておまして、私どもとしては制度の内容について消費者の方々の理解を得ることが非常に重要であるということが改めて明らかになったのではないかとこのように考えております。

それから、自由化への期待として「料金の抑制」、「多様なメニュー」といったものが上位に入っておりますけれども、過半数の回答者が「供給者の切りかえを検討したい」というふうにお答えをいただきました。ただ、「切りかえに余り関心のない」という方もおられまして、それは何でなのかということにつきましては、例えば「手続が面倒なんじゃないか」と。「現状に不満がない」というようなお答えもありましたけれども、「手続が面倒なんじゃないか」というような点につきましては、まさにこのワーキンググループでもいろいろご指摘いただいておりますけれども、極力切りかえが円滑にできるような、あるいは面倒な手続が発生しないような仕組みをつくっていくことが重要ではないかという示唆であるというふうにとめております。

今後こうした結果も踏まえまして、制度の広報でありますとか具体的な内容をしっかり設計していきたいというふうにと考えております。

大変長くなりましたけれども、事務局からの資料の説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、広域的運営推進機関の設立の準備状況につきまして設立準備組合の代表世話人でいらっしゃいます永井オブザーバーから資料の3-1のご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○永井オブザーバー

設立準備組合の代表世話人を務めております電源開発の永井と申します。よろしくお願ひいたします。

広域機関の発足準備状況につきまして、資料について要点のみ説明させていただきます。

まず、シートの2ページ目でございます。設立準備組合の発足に関しましてですが、本年1月30日に電気事業者及び発電設備設置者の方々、48社で準備組合を発足させております。現時点におきましては発起人になろうとする電気事業者が38社、それと将来的には広域機関の会員となり得る発電設備設置者が13社参加していただいております。発足以降、活発に議論を重ねていると、そういう状況でございます。

続きまして4ページ目でございます。準備組合の運営体制でございます。

私ども準備組合の意思決定に関しましては総会の決議によることとしておりまして、小売発電事業者、一般電気事業者、発電事業者、それぞれ各グループの議決権が対等となるように、すなわち1対1対1となるように議決権を配分してございます。こういう形で資料記載のとおりの検討体制で進めてございます。

ページ飛ばしまして6ページ目でございます。準備組合における総会及び検討会の開催状況ということで、これまで総会につきましては月1回のペースで、それから実務ベースによる検討会につきましては週に1回程度のペースで開催しておりまして、委員以外の随行者も含めると毎回80人から100人の方々に参加していただいております。熱心に議論していただいていると、そういう状況でございます。

次の7ページでございますが、これが準備組合における検討の流れのイメージでございまして、主に3つの流れがございます。

定款・業務規程、システム開発については、後ほどご説明いたします。

拠点に関しましては、準備組合の前身である検討会の時点で本拠点の公募を行っておりまして、準備組合の設立の時点で江東区のT e p c o 豊洲ビルに決定しております。

以降、この流れ、3項目それぞれについて具体的にご説明させていただきます。

まず、資料を若干飛ばしまして10ページ目になります。こちらが定款に記載する広域機関のガバナンスの構造でございます。

改正電気事業法に規定されておりますのは、総会、評議員会ということでございますが、これのほかに、先ほどもご説明ありましたが制度設計ワーキングの整理に従いまして、役員による理事会を設置すると、そういう方向で検討しております。理事会は、日常の業務運営に関する判断を迅速に行えるように機動的に開催すると、そういうことで考えてございます。

それから、準備組合の議論におきまして理事会に対するチェック機能ということで評議員会の役割、これが非常に重要であると、そういう認識で一致しておりまして、需要家も含めてバランスのとれた構成とすると、そういうことで確認してございます。

続きまして資料の11ページでございますが、役員・理事会の構成でございます。

事業者出身の理事に関しましてはノーリターンとすると、そういうことで発電、送電、小売の各分野からバランスよく選出すると。そういうことを前提として、現在調整を進めている段階でございます。

また、内部統制の面から監事による監査機能をしっかりと持たせると、そういうことも重要だと、そういう認識で調整を進めている段階でございます。

続きまして12ページでございますが、こちらは定款の全体構成を示したものでございます。

現時点で決めておりますことは、まず広域機関の名称でございます。電力広域的運営推進機関ということとすること、それから広域機関の総会における議決権の配分といたしましては、小売と発電と送配電、それぞれが1対1対1とすること、こういったことを明記すると、そういう方針で定款の準備を進めている段階でございます。

13ページ以降からは業務規程の検討状況についての説明となりますが、こちらにつきましては基本的には制度設計ワーキングで整理をいただいた内容を踏まえまして、まず14ページで系統のアクセス、それから15ページで需給監視、需要想定、16ページで作業停止計画の調整、17ページで需給ひっ迫時の対応と、こういったことを規程化の検討を進めておる段階でございます。

続きまして18ページでは、災害状況、災害発生時の対策ということで業務の継続性についての検討を進めております。

議論を重ねた結果といたしまして、関西地域にバックアップ拠点を置くと、そういうことで総会で決議した段階でございます。

19ページは業務規程の全体構成でございますが、今申し上げました5項目以外にも制度設計ワーキングで示された業務全体をカバーすると。そういうことで、こちらに記載させていただいているような内容について規程化の検討を進めている段階でございます。

続きまして、20ページからはシステム開発等の公募の状況についてご説明させていただきます。  
まず21ページでございますが、広域機関は中立性・公平性を強く求める組織であると、そういう認識のもとに3つのシステム、それと2つのデータセンターについて公募を実施しております。このうちデータセンターにつきましては、5月の総会で契約先を既に決定いたしました。残りの4件につきましては現在慎重に審査を行っている段階でございます、資料記載のとりのスケジュールで契約先を決定していく予定でございます。

この決定に当たりましては、透明性を確保するためにプロセスについて適宜準備組合のウェブサイトで公表することとしております。

続きまして22ページ、広域機関システムの開発者選定の流れでございます。

代表例として、このシステムについての流れをご説明させていただきますと、4月1日に公募の開始を行いました。この公募の開始に基づきまして提案意思の確認がありまして、7社から手が挙がりました。この結果について公募要領に定めた入札資格に基づいて審査をした結果といたしまして要件に合致しなかった1社、こちらの方には残念ながら参加をお断りしたと、そういうことで結果的には6社の方にRFPを発行して、今現在提案会社さんからの提案を受けるという状況でございます。

続きまして最後に今後のスケジュール、24ページでございます。

今後につきましては、7月中旬以降に広域機関の設立総会開催を予定しております。この場におきまして、定款・業務規程を決議した後に関係省令を踏まえまして経済産業大臣に認可申請を行いたいと、そのように考えておる状況でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして「スイッチング支援システムの検討状況」につきまして、作業会を代表しましてエネットの遠藤委員から資料3-2に沿いましてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○遠藤委員

スイッチング支援システムの検討状況につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

2ページ目に絵が描かれておりますけれども、昨年第3回の制度設計ワーキングの中でこの議論をしていただきました。この絵の中で右の下に当たりますポータルサイト、共通情報検索システム、これを開発する必要があるということで、広域の準備組合の中で今この検討を進めたということでございます。

3ページ目に、今回作業会ということで立ち上げたのですけれども、その目的等が書かれてございます。全面自由化に向けてシステム開発をするためのRFP作成の目的で検討を開始いたしました。期間といたしましては、3月から4月にかけて短期間集中的に議論を進めてまいっております。

4ページ目が「参加者」と書かせていただいておりますけれども、この検討のポイントといたしまして、前のワーキングの中でも意見をいただきましたけれども、需要家の視点に立って、その利便性、あるいは費用をなるべく抑えるというような視点が重要であるということ、それから個人情報保護の観点、あるいは情報セキュリティの観点、こういった専門的な議論が必要ですので、参加者の中に、このワーキングの委員もしていただいております稲垣先生、山口先生にもご参加いただいて貴重なご意見をいただいたということでございます。

5ページ目が今回の作業会の中で挙がった大きな論点なのですけれども、まずこのシステムの中に託送契約手続についても含むかどうかという論点がございました。それから情報連携の方法につきまして、できるだけお客様、あるいは小売事業者の利便性に配慮する必要があるというようなご意見、それから費用負担についての意見というのがございました。

議論の結果ですけれども、次の6ページ以降でございます。

共通情報検索機能につきましては、情報提供のシステムの部分になりますけれども、提供する情報の種類、これにつきましては次の7ページ目に項目が挙げられておりますけれども、こういった項目について今回のシステムの中に取り込んでいくということが決まっております。

それから6ページ目に戻しまして、お客様、需要家の同意確認でございます。これは使用量情報というのが個人情報に該当するという考え方のもとに、公的証明書等を通じてご本人の同意確認をする、きっちりやっていくということでございます。

それから情報の提供方法なのですが、これはパソコンの画面で容易に情報が検索できるよというところでウェブ画面、あるいはAPI機能を搭載するというところで決まっております。

また、当然のことになりますけれども、電力会社ごとに情報のフォーマットがばらばらですと困りますので、そこは標準化するという方向に決まっております。

続きまして8ページ目ですけれども、これは高圧以上の情報を取り扱うかということなのですけれども、お客様に料金試算、見積もりをお出しするという観点からは、過去の使用量情報というのは非常に重要なデータですので、これについては本システムを通じて提供するというところで合意されております。

それから9ページ目ですけれども、託送業務についても取り込むかどうかということなのですが、データだけ得られて見積もりを出すだけではお客様のスイッチングは完了しませんので、託

送業務まで含めて、このシステムの中で完結するという事で託送機能業務も含めるということで整理されております。

最後10ページ目なのですが、今後の検討事項ということで、今回の検討につきましてはスイッチングの部分についての業務のシステム化ということなのですが、一般送配電事業者と小売事業者の間には、ほかにもいろいろな情報のやりとりというのがございます。

具体的には参考資料の13ページ、こちらのほうに出ておまして、例えば託送料金の請求に関する情報、それから停電事故の情報、あるいは30分、同時同量の情報と、こういったものがございまして、これらの情報について、またこのシステムに取り込むのか、あるいは別のシステムでやるのか、そういったことをこれから棚卸しして整理していくということを考えてございます。

雑駁ですが、私のほうからは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは最後の資料でございますが、スマートメーター制度検討会の状況につきまして、検討会座長の林委員のほうから資料4のご説明をお願いしたいと思います。

○林委員

それでは、ご説明させていただきます。スマートメーター制度検討会の座長の林でございます。

昨年度のスマートメーター制度検討会における検討結果と今後の対応につきまして、お手元の資料4を用いてご報告させていただきます。

まず1ページ目をごらんください。

皆様ご承知のとおり、スマートメーターはダイヤモンドリスポンスなどによるエネルギーマネジメントや需要家が電力会社や柔軟な料金メニューを選べるようにするための非常に重要なインフラでございます。

経済産業省のスマートメーター制度検討会におきましては、関係する事業者や有識者の先生方にお集まりいただきまして、昨年度計3回の議論を行いまして、小売全面自由化も見据えながら、スマートメーターの導入・活用をさらに促進して上での課題と対応を整理させていただきました。

それで、まず検討会場で各電力会社から表明された今後の導入計画等ですが、2013年度末時点におけますスマートメーター本体の導入計画では、高圧部門は2016年度末までに全数スマートメーター化が完了する予定でございます。低圧部門におきましては、東京電力管内におきましては2020年度末まで、日本全体におきましては2024年度末までに導入を完了する計画でございます。



また、ホームエネルギーマネジメントシステムと言われますHEMSの設置等に伴いましてスマートメーターの設置を希望する需要家や小売自由化後、電気の小売事業者の切りかえを希望する需要家に対しましては、メーターの検定有効期間満了前でありましてスマートメーターへの交換を遅滞なく行うことが全ての電力会社から表明されております。

それでは、続きまして2ページ目をごらんくださいませ。

小売全面自由化に当たりましては、スマートメーターから得られる情報を使いまして、新しい料金メニューやサービスというものを展開することが期待されるため、設置されたスマートメーターから得られる情報がいつから一体提供されるのか、現時点での計画を整理いたしました。

下の図のとおり、スマートメーターは電力会社の送配電部門への情報提供であります「Aルート」と言われるものと需要家のホームエネルギーマネジメントシステム、HEMS等への情報提供であります「Bルート」を行う機能を有しております。

それで、まず小売電気事業者への情報提供は、図のAルート、Cルートを経由して行われることとなりますが、2016年4月までには電力会社の送配電部門から小売電気事業者に提供開始できるように、現在各電力会社におきまして計画の詳細について検討が進められております。

加えまして、電力会社・新電力間のイコルフットィングの確保の観点から、電力システム改革とあわせまして、スマートメーターから得られる情報の利活用ルールの整備を進めることとしております。

次に、需要家への情報提供ですけれども、HEMS、ホームエネルギーマネジメントシステム等に対して比較的円滑にリアルタイムでの情報提供が可能であるということも踏まえまして、各社とも2016年4月までには全供給エリアにおいてサービスの本格適用を行うことが表明されております。

また、申込受付をサービスの本格提供開始よりも前に余裕を持って開始できるよう検討が進められております。

続きまして、3ページ目をごらんください。

スマートメーター及び関連するシステムの調達に当たりましては、仕様の標準化やオープンな調達手続の実施によりまして、調達・運用コストの低減が極めて重要であります。

これまでスマートメーター制度検討会におきましては、スマートメーター本体が満たすべき基本的要件について決定したことを初め、スマートメーターとHEMSの間の通信につきまして、メーカーが独自仕様を用いないよう通信方式の詳細仕様等を定めた運用ガイドラインも策定されております。

これらの決定事項に基づきまして、全ての電力会社はスマートメーター本体の調達に当たりま

して、仕様を公開した上で一般競争入札を行うことを表明しております。東京電力は、既に国内外に開かれた競争入札を実施済みで、他電力も今後同様の手続をとる予定でございます。

また、通信方式の決定や関連するシステムの調達に当たりましては、オープンで実質的な競争のある調達プロセスとしてのRFPを実施しまして、外部の知見や他事業者の既存インフラ等を最大限活用した仕様提案を受けまして、適正な品質とコストのバランスがとれたスマートメーターインフラの実現を目指す必要があるとされ、各電力会社においては下表のとおり通信方式の決定や関連システムの調達に係るRFPを実施済み、または実施中でございます。

スマートメーター制度検討会におきましては、電力会社のスマートメーター及び関連システムの構築が適切に行われているかどうか、今後も定期的にフォローアップしていくこととしております。

続きまして、4ページをごらんください。

スマートメーターの導入・活用を促進するための環境整備として、情報の取扱ルールに関する事項をまとめております。

まず、Aルートを経由してCルートで提供される情報の取り扱いですが、左側に記載のとおり小売電気事業者間の競争やさまざまな新サービスの展開が阻害されたり、消費者の利便性が損なわれることのないよう電力システム改革の詳細設計の中で経済産業省において具体的な検討を行うこととされております。

この具体的な検討の方向性ですけれども、先ほどもありましており電力システム改革の詳細設計におきまして、一般送配電事業者と小売電気事業者の間で日常的に行われることが想定されるさまざまな情報の共有・提供のあり方について現在検討が行われているところです。

スマートメーターから得られる情報につきましても、一般送電事業者と小売電気事業者との間で連携される情報の内容、データフォーマット、インターフェース、最少通信頻度、接続条件などを送配電事業者10社で確実に標準化することが重要と考えております。

具体的には、3月のスマートメーター制度検討会でもご指摘がありましたが、スマートメーターより計量される30分ごとの電気使用量を計量からどのようなタイミングで小売電気事業者に提供することが必要かといった点につきまして、経済産業省において電力会社・新電力双方の意見を聞きましてシステム改革の詳細設計や費用対効果も踏まえつつ、早急に整理を行うこととなっております。

本件につきましては、電力会社・新電力やスマートメーター制度検討会の有識者で実務的な検討を行いまして、次回以降の制度設計ワーキンググループで検討結果をお示しし、ご議論いただければと考えております。

なお、Bルートで提供されます情報の取り扱いにつきましては、右側に記載のとおり仕様の標準化や運用ガイドラインの策定等が着実に進捗しております。今後は、電力利用データの利活用にあたってのプライバシー上の取扱いルールなどを経済産業省の商務情報政策局が事務局を担当しておりますスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会において検討していく予定となっております。

続きまして、5ページ目をごらんください。

ここでは、導入促進のための環境整備について取りまとめております。

まず、導入コスト低減の観点から、アのとおり計量法に基づくメーターの検定手数料のさらなる見直しについて経済産業省において検討が進められております。

また、スマートメーターの円滑かつより早期の復旧を図る観点から、イ、ウのとおりスマートメーターの導入・活用に関する消費者への啓発活動や電力会社の送配電事業者以外の主体によるスマートメーターの設置に関しまして、今年度のスマートメーター制度検討会において議論していくこととしております。

それで、今年度以降スマートメーターの設置がいよいよ本格してまいります。これから本格運用に向けまして、実務的な課題を一つ一つ解決していく必要があると思いますが、日本のエネルギー情報のインフラとなりますスマートメーターの導入が円滑に進みまして、スマートな省エネや新しいサービスの創出につながっていくよう関係の皆様でしっかり協力しながら今後の取り組みを進めていただければと考えております。

スマートメーター制度検討会としましても、その後押しをすべく各電力会社の計画のフォローアップとともに円滑な導入・運用についての環境整備に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

大量の資料を要領よくまとめて、ご報告をいただいたというふうに思います。

それでは、今からいつものようにたくさん資料ございますが、ご自由にどの資料からでも結構でございますので、ご意見をいただきたいというふうに思います。

ご発言される方は、いつものようにお手元の名札を立ていただければご指名をいたしたいと思っております。

それでは、ご自由にご発言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは稲垣委員、それから祓川オブザーバーというふうに行きたいと思っております。

## ○稲垣委員

いよいよ実質的な議論に入ってきてすばらしいと思いますし、システム構築なんかも非常に熱心に進めてきて、しかも付随的な内容についても、より広く射程を持って定めているということで、ご努力は本当に大変なことだったと思います。

また、そこでは新旧電力にかかわらず、よりよいものをつくるという目的を持って協力し合うという姿が非常に印象的で、これからもそういうことで続けていっていただけたらと思います。

気づくことを申し上げますと、定款の認可基準に関する議論と、それから準備組合の準備状況との関係で2つ検討いただきたいことがあるので申し上げます。

1つは、認可基準のほうで10ページ、役員に関する事項なのですけれども、「理事会」という括弧があって、その中にいろいろ要件が書かれています。ここに「監事」という鍵括弧のところも入れていただいて、一定の要件を決めていただきたいというふうに思います。

具体的には、「監事」という項目を「理事会」の下に入れて、「業務監査機能を十分に発揮するに足る陣容とすること」という要件をぜひ入れていただきたいと思います。

また、これとの関係で「理事会」のところにある一番上の丸なんですけれども、ここは「旨定めていること。また、監事は、理事会に出席して、意見を述べる旨定めていること」とありますが、こういう定め方になっているのは、例えば監事の独立性を尊重するとか、そういう趣旨もあるということは十分承知しているのですが、これから述べる理由からすると、「監事は、理事会及び重要な会議に出席することを定めていること」と。それから「及びそこで意見を述べる旨定めていること」と。これぐらいは決めてほしいと思います。これは、例えば民法、あるいは一般法人法の規定とか法律によって定められた法人ではよくある形で、これもどこかのモデルを持ってきてつくったのだと思うのですが、これから先、例えば21世紀なり長くに影響を及ぼすインフラとしての組織をつくるときに、必要な目線の高さというのが必要だと思うんです。今ある妥当な線ではなくて、どうやったら今社会で行われている知恵を生かして、よりよい組織をつくるのかということが大事だと思うんです。

そういう意味では、例えば一般法人なんかはいろいろな小さい法人なんかを前提にしていますが、ここは例えば監事の機能というのは、何かあったら大臣に意見を述べるということになっていて、国とか行政とか、あるいは国民に対して十分な働きをすることが期待されている監事、あるいはその監査の対象となる範囲は業務全般に及ぶとなっているんです。大臣に物を言うということになると、これは適合性の問題だけでなく妥当性も含まれるようなふうにも読める可能性が出てきています。それが期待されているのだと思うんです。その業務の対象は、非常に多くの基準とか、それから計画とか、そういうものが業務の内容になっていますので、監事

なり評議員会もそうなのですけれども、より一層精密というか、アクティブな監事の機能が求められているというふうにこの内容を見ると思うわけです。

ところが、例えば実際に法律を見ると監事は「一人以上」と定められていて、それから今の準備組合の状況を見ますと、レポートでは常勤または非常勤の監事ということで想定されているようなのですけれども、とてもこのような陣容で、例えば定款の業務に関する事項を妥当性も含めて、あるいは適合性だけでもチェックするという、あるいは大事なことを大臣に意見を言うということが準備できるようなことが想定されているとは思えないのです。

だから、ここは監事の機能の充実というのが、特に評議員会の充実が大事なことになるので、評議員会に十分な機能を果たさせているかとか、理事が十分に働いているかとか、それから理事や評議員会を支える体制、有効な機能を支えるための体制を維持するというのが規程にあるのですけれども、それが十分かとか、そういう横の観点から見ると、そういうことがすごく大事になってくるので、ぜひこの監事については先ほど申し上げたような工夫をしていただきたいと。

ちなみに、会社法なんかは、こういう努力をずっと積み重ねてきて、今取締役会に出なければ出席義務が規定されるに至っています。だから、会社法と比べると、この組織は会社法よりガバナンスが弱いというふうに見えてしまうと。もう少し強めで外から見ても立派なガバナンスが行われる、有効なガバナンスが行われる、行おうとしているという意欲を世界的に示すようなガバナンスの定款の認可基準をつくってもらいたい。それから、準備組合のほうもそういう目線を持って準備していただきたいと。

もちろん、これは本格稼働の段階と設立段階と違っていいとは思いますが、今の準備というのはあるから。時間軸は大事ですけれども、定款の認可基準はいずれそうなるよとか、その辺も含めて時間軸も含めた検討をしていただきたいということが1つです。

もう一点は、情報の公表という条文があるのですけれども、公表の概念と情報公開の概念が同じか違うかって、私準備不足で申しわけないんですが、たしか情報公開法、あるいは独立行政法人とか法律による情報公開の対象となっている機関ではないですね。それで情報の公表というのがあるのですけれども、これは会員に対する公表とか国民に対する公表で、国民からの請求に基づいて情報を公開するという考え方はとっていないのじゃないかと思うのですけれども、果たしてそれでいいのかと。

例えば、国とか自治体の民主制を確保するために情報公開をやっている。ここはどうなんだと言ったときに、国民とか産業基盤に一番大事なインフラ、しかもそれを数十年やっていたことをまた制度変えて新しい世界をつくろうとしていると。そういう意味では、ただ、こちらが主体になって公表するだけではなくて、これも必要ですけれども、請求に応じて公開するということも

必要だと思うんです。

だから、箇所としては情報の公表というところでいいと思うんですけれども、少なくとも例えばこんなような認可基準が入っているんじゃないかと。例えば、国の情報公開法の趣旨を尊重して十分な情報公開の仕組みを整えていることと。もちろん、公表できないものもあるかと思いますが、そこは認可基準ですから、その程度抽象的でいいと思うんです。

ここの情報に興味を持っていただく、例えば消費者とかマスコミとか、それから学会、ここがわっと燃え立つように一生懸命検討していただく、そういう世界ができると、ここの議論が全社会的になって、例えば国民に対するアンケートやりましたよね。何か国民は、ただ安けりゃいいというふうに思っているようだ。でも、ちゃんと考えている人はいろいろ自由化の推進の方向行ってくれているよねと、こうなっているわけですから、理解していただく学会、それから他にも情報公開をして、それを支えていただく基盤をつくるということは必要なんじゃないかと思うので、ぜひ。情報公開法の間違いがあつたら、ごめんなさい。

以上2つです。お願いします。

○横山座長

どうもありがとうございました。後でまとめてお答えを事務局のほうからさせていただきたいと思えます。

それでは、祓川オブザーバーのほうからお願いしたいと思えます。

○祓川オブザーバー

まずは、本ワーキンググループで事務局、あるいは電力会社さんや関係の委員の先生方の適切なご指導、ご意見に基づいていろいろな各種の規程や制度等の準備が順調に進んでいるということに対して敬意を表したいと思っております。

日本風力発電協会としては、今ご発表いただいた内容に大きく異議のないところでございますけれども、1点ほど気づいたところがございますのでお話しさせていただければと思えます。

まずは事務局のほうで準備いただきました資料5-1、制度設計に関するものですが、24ページの最下段に第28条の44、電気事業法というところで、ここに記載されているのは「電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる」ということで、広域機関の趣旨にのっとった条項ということになっているということで、すばらしいものだと思うのですが、一方において、設立準備組合さんのほうで作成いただきました資料3-1の中の13ページでございますけれども、「業務規程の検討より（1）業務イメージの整理」というところがございます、13ページの右肩のほうでございますが、「運

用業務」の中に「中項目」といたしまして「需給ひっ迫時及び広域周波数調整実施時の対応」と記載がありまして、その「小項目」といたしましては「エリア需給ひっ迫時」、これは予備力不足のことかなと思っているのですけれども、またもう一点は、「エリア下げ代不足時」と、こういう2点を「小項目」として記載いただいているということでございます。

ただ、記憶違いがあるかもわかりませんが、平成24年10月にE S C Jで取りまとめた風力発電連系可能量確認ワーキンググループの報告書によりますと、風力発電連系可能量を設定している、7電力会社の中で4社は下げ代不足によるものと、2社は長周期調整力不足、1社は短周期調整力不足によるものということで、7社のうち3社が何らかの形で長周期、短周期の調整力不足というのが1つの課題となっているというようなことが報告されています。

したがって、今申し上げました「エリア需給ひっ迫時」、「エリア下げ代不足時」に「短周期及び長周期の調整力不足時」というものを追加することについてご検討いただきたいというのが当協会からのお願いでございます。

再エネ導入量拡大のための手段として電力系統の広域運営というのは極めて重要なところで、調整力不足に関して業務対応の一つとしていただきますようお願いしたいというところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

#### ○横山座長

どうもありがとうございました。この点につきましては、また後でお答えをいただきたいというふうに思います。

それでは続きまして松村委員、それから寺島委員というふうに行きたいと思います。

#### ○松村委員

まず、資料5-1と資料3に関して、広域機関の役員のノーリターンルールについて確認させてください。

電気事業者の役職員には戻らないというのですか、この「等」の解釈です。本体には戻らないのは、これだけ明確に書いてあるのだから当然戻らないということでしょうし、それから子会社にも戻らないというのはもちろん等に入っていると思います。この「等」の中には電力会社との随意契約に強く依存しているような、そういう意味での関連会社、あるいは電力会社の社員の出向者、あるいはOBが大量に天下っているような、そういう類いの会社も含まれるということをはっきりさせてください。書き込めというよりも、この場でこの解釈に誰も反論しなかったということを確認したい。その点はっきりさせてください。

例えば、電中研のようなところに行くのも、もちろんこの「等」に当然入っていると思って

います。1社1社の資金の拠出額は大きしたことないかもしれませんが、電力会社からの資金に大きく依存している団体の典型例だと思いますので、こういうところも全て含んでいるということを確認させてください。

そうだとすると、再任2回までというルールだと、そこまで帰れるところが少ないのに2回で大丈夫かは若干心配です。しかしこれは広域機関で決めることですから、私がこれ以上余計なことを言う必要はないと思います。

2点目。同じく広域機関についてです。評議会が審議するというのが非常に重要であるということはずっと言ってきたのですが、今日の資料の3-1は相当に心配です。このポンチ絵には「チェック、提言」と書いてある。チェックということの重みが相当あれば問題はないのですが、評議会にご報告して、とりあえずアドバイスをいただいて拝聴しますという、そういう軽い程度に考えてもらったら困る。ここは本当に審議して決定するところ。日常業務については理事会が決定するのだろうけれども、大きなことについてはここが事実上最後に承認するというか、決めるような、審議の機能を持っているということは十分に認識してください。

その意味で、ここで20人以内となっていて17人という数字が上がっているのは自然なものが出てきているようにも見えるのですが、厳格に審議するところだということを考えて下さい。17人も人がいて本当に機能した審議ができるのかは慎重に考えてください。1人が10分ずつ発言したとしても170分もかかるような、そんな大所帯で本当にちゃんと審議できるのですか。それから、この17人の日程調整だって本当にできるのでしょうか。この委員会だってこれだけの大所帯ですから、きっと事務局は日程調整にすごく苦労していると思うのですけれども、軽く助言を受けるだけだからという意識で簡単に日程調整して、半分以上の人が出席できる日が1つあったから、これでオーケーなんていう、そういういいかげんなことをするのではなく、きちんと審議する重要機関だということを認識した上で、そこからバックワードに解いて人数は何人が適当なのか、どういう分野の人が適当なのかをきちんと考えていただきたい。決してお飾りの機関にしないようにお願いします。

稲垣委員が会社法と比べてということを指摘された。私の理解では会社法は一般法規ですから全ての企業に当てはまるルール、したがって強行法規としては緩いものにせざるを得ない。ここはルールとして決めているのは広域機関だけに当てはまるルールですので、それが一般法の会社法よりも弱いガバナンスに見えるような、そんなガバナンスの構造は問題外だと思います。

しかし、確かに今出てきている資料では、すごく弱いガバナンスに見えます。この点はきちんと認識して再度考えていただきたい。

それから、次資料5-2に関してです。



これに関しては、審議というよりは報告ということだったと思いますが、これは人によって認識は違うと思いますが、私は自主的な取り組みでは活性化していないということがこの資料で出てきたと認識しています。

現段階だけで、もう自主的な取り組みだけでは絶対無理だと断言できるほどかどうかは議論の余地はあると思いますが、自主的な取り組みでは限界があるということを示した資料と理解しています。

この資料において、スポット市場だけではなくて時間前も含めて、あるいは相対取引の市場も含めて全般的に競争の状態を見る姿勢が出てきているのは、とてもいいことだと思います。仮にスポットの取引量が大幅に減少したとしても、先渡市場が十分活性化しているとか、あるいは相対取引によって今まで困り込んでいた電源が出てきているとかという、そういうことがあったとすれば、それはそれで十分な活性化と判断できると思います。今後もこういうところを全般的に見ていく姿勢が非常に重要なのだらうと思います。

次スマートメーターに関してです。情報の提供の頻度だとかというのはこれから実務的に詰めていくということになるかと思いますが、ただ、それについては随時どうなったのかを報告していただきたい。こことインバランス料金の作り方は密接に関連していると思います。そのようなことは実現しないということは既に確定はしているのですが、極端なことを言うと、リアルタイムで情報がすぐ来て、同時同量にすぐに役に立つというほど高性能なメーターがついていることを前提とした状態と、情報が非常に粗にしか来ないという状態とでは、望ましいインバランス料金は違うと思いますから、インバランス料金どうするのかという議論にも極めて重要になってくると思います。適宜報告をお願いいたします。

それから、スイッチングに関する小売支援のことにに関して実務的な詰めが十分行われているのを伺って安心しました。これに関して、今のところ、事業者間で大きく対立しているというようなことはないと思います。もし事業者の要望としてはこうだけれどもそれが受け入れられないということが今後あったとすると、決まった点だけの報告ではなく、本当はこういう要望があるけれども、こういう理由でできなかったと言った点も教えていただけると助かります。そういうのが公開の席で出てくると、どっちが言っていることがもっともらしいのかをみなで共有して議論できるようになる。もし今後そういうことが出てきたらお願いします。

システムに関して共通化し標準化するということに関して、小売事業者が一般電気事業者10社それぞれのシステムに合わせて何かつくらないといけないということはなくなったことは、非常によかったと思います。しかしこれは一般電気事業者には十分考えていただきたい。今まで各社ばらばらにやっていた。自分たちが好き勝手にやってきた。電事連のような1つ間違いとカルテル

組織と見間違ふようなそんな組織をつくって、頻繁に会って調整するようなことをしていながら、こんな基本的なことの統一もしないで各社が勝手にやってきたということのツケを、今いろいろな人が払わされているということを十分認識していただいて、ここの翻訳機能をつけるという形でシステムを統一化するときのコストを、今まで一般電気事業者の努力不足で統一化を怠ってきたということのツケなのだということは十分認識していただいて、小売業者に安直にコストを転嫁しないよう十分に考えてください。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。設置組合の皆さんへの質問もありましたので、また後でご回答いただきたいというふうに思います。

それでは、寺島委員のほうからお願いいたします。

○寺島委員

座長ありがとうございます。電源開発の寺島でございます。

専門委員として本日の議題を大きく捉えれば、1つは広域機関の機能、業務等々に関する問題、そしてもう一つは小売市場も含めた市場の問題、その2つあろうかと思えます。

私のほうからは他の委員の皆様在先駆けて、ある意味、概括的、抽象的な表現にもなると思うのですけれども、大きなフレームの話をするので今後の議論に供したいと考えて、2点、お話ししたいと思えます。

まず1点目ですけれども、広域機関につきましては資料5-1の17ページに「将来の需要想定等に対して適正に供給力信頼度が確保されること」ということが、この機関の機能として書いてありますが、これを全うするようなプロセスが2ページ先の19ページにある「広域機関による供給計画の策定」と「届け出」、ここにあるのではなかろうかと考えております。

その点では、現状の事業体制ではなくて第二段階を想定すれば、今までのように一般電気事業者さんのもとで「予備力が何%ありました、これで大丈夫です」という視点だけでは、十分とは言えないのではなかろうかと考えております。すなわち、予備力といっても、瞬動予備力もあれば待機予備力、更には、調整力の中には無効電力調整とか、系統運用者にとって重要な調整力がたくさんありまして、その「調整力のスペック」とその「スペックごとの必要な量」については、昨年10月の第3回ワーキンググループでも議論になっておりましたが、まさに、その系統運用者にとって必要な調整力にはいろいろな種類があるのだという前提に立って、これらの確認をしていくことが重要なのではなかろうかなと思っています。

すなわち、多種多様な特性を有する電源がその特性を踏まえて適正に確保されていること。さ

らには既存設備としてのリソースや電源設備が、広域的かつ効率的に確保されているというようなチェックが、この供給計画のプロセスでしっかりなされていくこと、これが重要になってくるのではなかろうかと考えております。

あわせて、この調整力の確保はエリアごとではなくて、これが第1回のワーキンググループの議論だったと思うのですが、広域機関が担う「周波数変動を広域で調整する仕組み」の中にしつかり繰り返されていくことが重要でして、その趣旨からも、今後の再生可能エネルギー等々、さらには市場がいろいろ活性化していくような状況、いろいろな状況を踏まえまして、この供給計画では、中長期的な視点から、かつ広域的な視点でしっかりと十分な調整力の質と量が確保されていることを確認していくことが重要なのではなかろうかと考えておるところでございます。

2点目は、市場設計でございます。

本日の資料の中では小売市場の話が幾つかありましたが、大きな市場のデザインとして捉えたときに、私が重要なものとして2つ感じております。1つは上流の燃料調達から発電の卸市場に向かういわゆるリスクヘッジ機能であろうかと思ひまして、これは先物市場などの導入という形で期待され、今後も議論され、制度設計が進められていくものと思っております。

もう一つは、卸電気市場と小売市場とがしっかりと呼応して動くこと。これは、ある意味では車輪の両輪のようなものでして、一方だけが活性化しても良くなく、市場のひずみが生じるリスクがございます。両方がしっかりした形で活性化していくような仕組みが重要かと思ひます。

卸市場の活性化については、先ほどモニタリング等々でもご説明もありましたので、幾つかの施策が進められていると思ひます。その中では、今回とりわけ第二段階では、家庭用、業務用も含めた全面自由化となるということも考えれば、今回の資料にありますように需要家のスイッチング支援やスマートメーターの導入など、確実な実施が期待されるとありますが、同時に導入の前の、例えば過渡的な段階では需要パターンのプロファイリングなども考え、その対応も検討が必要なのではないかと思つたところではあります。

あわせて市場設計という意味で忘れてはいけない重要なものが、規制機関の役割ではなかろうかと思っております。次回以降のテーマではかろうかと思っておりますので、しっかり議論していくことが必要かと思っております。

以上2点が本日申し上げるべき論点と思つていたところなのですが、先ほど冒頭の事務局の安永調整官のご説明の中でも、市場のモニタリングの中で電源の切り出しが進んでいないというお話があり、さらには先ほど松村先生からも厳しいお話として「自主的取り組みには限界があるのではないか」というお話がありまして、事業者からもその状況について説明するよというお話が安永調整官からもございました。

後ほど、一般電気事業者さんのどなたからも状況の補足説明があろうかと思いますが、当社、寺島からは、どう申し上げればいいのかと思うのですけれども、まあ、協議の進まない事情と申し上げれば、この現状の需給ひっ迫の中では、この協議というのは非常に進みにくいところというのはご理解いただければと思っております。

とりわけこの夏、電源トラブル等々もありまして、需給検証委員会の席上でも、まずは安定供給第一で考えるというようなこともございまして、非常に厳しい実情にあらうかと思っております。

また、当社と電力会社さんとの関係では、長い間の電力を供給してきたというこれまでの長年の経緯と申しますか、歴史みたいなものもございまして、また、双方抱える実情もございしますので、正直申しまして、この協議が進みにくいところかと思っております。

しかし、これはどうにか乗り越えていかなきゃいけないと、私ども電源開発も思っておりますので、その点、ご理解いただければと思ひ、最後に1つだけ補足させていただいたところです。

以上でございます。

#### ○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、児玉オブザーバーからお願いしたいと思います。

#### ○児玉オブザーバー

S B エナジーの児玉でございます。

従前は再エネ発電事業者という立場でこちらの席に参っておりましたが、本日は少し小売事業者を目指すものという視点でコメントさせていただきたいと思っております。

大きくは大項目で3点ございます。

1点目は、まさに広域的運営推進機関の設備形成ルール、この5-3の資料の中でございますが、この中には個別の広域的運営推進機関の設備計画策定プロセスにおいて、検討開始の仕組みというものに「政府の政策方針に基づく検討開始」という非常に踏み込んだケースをお示しいただいておりまして、これは勝手かもしれませんが系統の連系線で常々苦労している再エネ事業者としては非常にうれしい内容でございます。ぜひ、この部分は、その方針に基づいてしっかりと運営していただきたいということ。また、国内においては、我々再エネの適地という所は域内の送電網が脆弱だという実情がございますので、こういう大きな地域間の連系線のみならず、広域機関においては、地域内の送電網についても、ぜひ設備形成についてイニシアチブをとっていただいて、事業の実施主体であるとか費用負担の割合というものを透明、公平に決めていただければと考える次第であります。

これが論点の1点目です。

資料の番号、ちょっと前後しますが、論点の2点目は卸電力市場の活性化、5-2に関することとでございます。

今寺島委員の苦渋に満ちた説明を聞いた後で大変心苦しいのではございますが、我々新規参入を考える者においては、電源開発株式会社殿が持つ電源、あと地方公営企業が持つ電源というものは非常に頼りになる電源だと勝手ながら考えております。

そういった意味でいきますと、卸電力市場の取引状況をこのレポートから勝手に拝見させていただきますと、新規の参入者にとっての電源調達という観点では困難をきわめるのではないかと正直思っており、結果的に新規参入者が積極的に競争していくという環境が十分にできないのではないかと非常に大きな懸念を持っております。

したがって、電源開発株式会社殿、また地方公営企業の水力発電というところに関しては、種々の事情で開放できないということは理解する部分もありますが、その部分を、この電力市場を活性化するんだという観点、もしかしたら今の取引条件よりも良化する条件というものが提示される可能性があるのではないかと考えますので、公営企業の発電所に関しましては随意契約がほとんどということとございますから、この辺も透明なプロセスできっちりと良い条件をとって電源として活用されてはいかかというふうに考えている次第でございます。

ですので、新規小売事業者及び電力自由化を成功させるためにも、電源調達の面でもぜひ競争環境を構築していただきたいということを切に望みます。

2点目の論点の中でもう一点でございます。それは部分供給のところでございます。資料の39ページで非常に件数がふえているということに関しましては、こういう場での議論が大きく作用しているというふうには思っておりますので、この部分におきましては、ぜひ部分供給というものを行っていくことへの環境整備をより一層お願いしたいと。

やむなく電源が不安定電源に依存する、電源の量が足りないという新規事業者にとりましては、この部分供給の仕組みというのは積極的に活用していきたいというふうに考えておりますので、ぜひこの部分供給については協力を引き続きお願いしたいというところでございます。

大項目の3点目でございます。

きょう国民意識調査という資料を拝見させていただきまして、この中からの我々なりの見解ということで、ちょっと雑駁にはなりますが。

実は国民意識調査の中を見ますと、消費者のこの自由化ということに対する非常に大きな期待を感じる内容になっているなどと思いつつながら、実は切替えに関する部分では、消費者が切替えを一生懸命やろうということの1つが手続きの簡素化ということが大きく取り沙汰されているのかなというふうに思っています。我々も今スイッチングの検討の中には積極的に入らせていただい

お話をさせていただいております。我々、どうしても出自が通信会社のせい、瞬間で切替わるということを経験してきている関係から、スイッチングというところにおいては消費者の利便性をいかに向上させるかというのが、ワンストップで行えるということが非常に重要なポイントだと思っておりますので、シームレスで一元化された仕組みで運営していただきたいということで、我々も参画しながら引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、この2点目のスマートメーターについても、ぜひリアルタイムでデータが出てくるような仕組み化のところに注力していただきたいというふうに非常に思っております。これはインバランスであるとか、いろいろな観点はございますけれども、我々としては消費者の皆さんが、ライフスタイルを変えられる可能性がある、新たなサービスの創出が可能となるような大きなファクターだと思っておりますので、ぜひこのリアルタイムでのAルートでも提供できるということに関しては前向きに取り組んでいただきたいというふうに考えております。

長くなりましたが最後までございます。

この7ページ目で小売に関する理解の促進という観点では、我々としては、これは電力システム改革の成功のためにも、政府においてはぜひ積極的な啓発活動、啓蒙活動、広報活動ということ早期のタイミングから行っていただいて、より多くの方々が電力を切りかえられるのだということの意識を高められるような施策をぜひ打っていただきたいというふうに考える次第でございます。

少々長くなりましたが、私のほうからは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、瀧本委員、それから大橋委員という順番でいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○瀧本委員

それでは、卸電力市場のモニタリングに関係するご発言もあったと思えますし、先ほど寺島委員からありましたけれども、安永企画調整官からも「事業者から補足説明があれば」というようなお話もありましたものですから、札を上げさせていただきました。

松村先生から非常に厳しいというか、温かい励ましかなというふうにも思いましたが、限界があるというふうにご認識をされたということでございました。一方、これが絶対に無理だということは断言できないといいますか、これからの議論というふうにもおっしゃってくださったので、その意味ではもう少し我々も頑張れる余地があるのかなというふうに思ったところであります。

事情を申し上げますと、この場にいらっしゃる方は既にご承知ということでもありますけれども、

昨年3月から自主的取り組みということで目標を定めて取り組んでまいりました。1年ちょっと経過したわけでございます。寺島委員からもございましたように、私どもも玉を出す以上は先が見える需給状況というのもある程度期待をしておったのでございますけれども、なかなか努力及びみせんで、現時点でも原子力が稼働していない状況でございます。

本日の資料でいいますと、43ページ、48ページに供給力と入札量の構造、出せない要因などというのがきれいにまとめて整理してあった表があったかと思えます。あの中でも原子力というのは40%——想定需要の40%という意味でありますけれども、これに相当するものが停止しているということで、いわばベースの部分なくなった上のところで市場に玉を出していくということになってございます。

古い火力を無理矢理動かして何とかしているというのは、これもう皆様ご理解いただけるのではないかというふうに思っておりますけれども、こういう厳しい中で玉を一生懸命出していこうということで努力はさせていただいたつもりでございますので、その辺の努力についてはある程度ご評価いただければというふうに思っています。

新たなブロック商品等というものもありまして、これも活用してきたということについても今までのレポートの中でも評価をいただいているのではないかと考えておるところでございます。その結果が年度通して見れば入札量も拡大したということでございますが、さらに需給状況が改善すれば、当然これ以上まだまだできることがあるというふうに我々思っております。事業者といたしましては、需給状況の改善ということで、まずは原子力の再稼働ということに最大限努力していくということでございます。それによりまして需給に関する見通しが立てば、卸電力市場のさらなる活性化というところについては貢献できるのではないかと考えておるところでございます。いましばらく取り組みについて見守っていただければと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。まず2点ですけれども、資料5-1ですが、広域機関というのは、イメージですけれども技術的にも高度な知識とか、あるいは技能を持つ人材を必要とする機関だと思えます。私のイメージなんかで言うと、認可法人としては日本銀行のような、そういう機関をイメージしてもいいのかなと思っています。広域機関もそうした優秀なプロパーを育てるよう

な人材の場じゃないといけないと思うんです。

そうだとすると、ここでの会議では、日々の業務の話がされていますけれども、大学とか教育機関との連携というか、きちんと人材を生み出していくという意味では大学が1つの場ですから、そういうところの人材供給するところといろいろ教育活動とか通じて、いろいろやっていくような連携を妨げるような組織や取決めがあってはいけないと思いますし、また、あるいは常に知識の向上というものを求められる、あるいはいい人材を集めるという意味では研究とか調査活動というのも中できちんとできるというような組織じゃないといかぬのかなというふうに思います。

稲垣委員もおっしゃっていましたが、私もこの機関がある意味研究とかそういうものを通じて非常に優秀な人材を集めて、なおかつそれで生み出していくような機関にぜひなっていなというふうに強く思っています。

2点目が資料5-2の競争状態のモニタリングですけれども、これはこの場では、3回ぐらいかな、過去資料を見せていただいたのかなと思うんですけれども、このモニタリングから競争状態がわからない理由がようやくわかったのですが、それは結局競争状態というのをどう評価するのかというのは、実はここで言う約定というか、落札した金額とか、あるいはボリュームだけ見ていたんじゃないかとわからないんだということです。この点はアカデミック的にはすでに知られていることですし、あるいは公共調達の場合でもいろいろ過去議論がなされてきたところです。

問題と思ったのは28ページ目にあるんですけれども、個別の入札価格とか、そのビッドのデータがないと、非公開だというところが、これが評価を妨げている1つの大きな問題で、アカデミック的には入札価格のデータないと落札額だけでは評価できないことが既に知られています。それは学術的にはもう明らかになっている点で、海外では欧米ですと、研究者にある種の守秘義務を課すことによって、こうしたデータを研究目的で利用させて、そうした成果をモニタリングに利用している実態があります。毎回モニタリングについては定量的に煮え切らない議論ばかりですけれども、この個別の入札価格についてきちんと分析するようなことをしたほうがいいのだと思います。そうしたデータがあると、それを使ってどう分析するかというツールはあるので、ある意味ここにあるよりも具体的でまともな研究ができるのかなと思いました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、沖委員、野田委員という順番に行きたいと思いますので、次は沖委員からお願いいたします。

○沖委員



いろいろなご意見いただきまして、実は卸の関係でいきますと、弊社は去年の4月ですけれども、東京都の水力の入札で初めてですけれども、水力発電所3万6,500キロですか、それ今現在需給いただいています、ことしいっぱいですけれども、2年間の契約をさせていただいているので、いわゆるこのモニタリングの中にあります、30ページにあります地方公共団体による売電の状況ということで、販売先がほとんど一般電気事業者さんで新電力がわずかあると。そのわずかだろうと思うのですが、1年半ほど今供給受けまして、東京都交通局さんですけれども、非常にいい関係を持ちまして、需給の運用についても非常に細かく、東電さんの時代に比べると非常に煩雑にはなっているのですが、いろいろと細かい配慮をいただいて、我々みたいな小さな会社でも十分、3万6,000キロ。今特に雨が降っていますんで、ほとんどフル出していますけれども、ベース供給としては大変うれしい電気として、買ってよかったというのが非常に印象としてはあります。

そういう意味では、実はこちらの地方公共団体に関するこういう公営水力のいろいろな団体の方からいろいろなヒアリングみたいなのを受けてやっているのですが、たしか東京都さんのお話もあるのですが、実際に契約の問題がまず1つ。要するに、長期の契約をどうするかという話と、それから実際に運用としてどういったことが今の電力会社と違っているのかといった細かい話もあるんですが、そういったヒアリングを受けながら、印象としてですけれども、割と積極的でないというか、何となくどうだろうというところでとまっておられる印象は実は否めないというのが現実です。

そういう意味では公営電気、特に水力はそうですけれども、我々としては再生可能エネルギーでありFITでないという典型的なもので、我々としても環境的には非常に有利なものを買わせてもらっているんですけれども、我々が電力会社から剥ぎ取ることによって需給ひっ迫を加速させているという印象はあるかもしれませんが、実は我々この電気を使って電力さんのほうで逆に我々が獲得できる需要が常にあるということ。極端な言い方をすると、これはゼロサムゲームですから、新しい電源をつくるわけですけれども、そういう意味では電源が需給ひっ迫だから出せないというのは、会社さんからはそう見るんですが、我々としてはその分だけとらせていただくということを考えれば、そんなに大きな差があるというものではないというふうに、これは昔から我々の議論の中で出ている話ですけれども、そういったことも考えて幅広く考えていただくこともありかなという意味では、公営水力さんもそうですけれども、電発さんもその域があるのかなということをもっと大きな心で見たいというのがまず1点ございますので、よろしく願います。

それから、スイッチングの話が出ましたので、1点だけお話しさせていただきます。

今スイッチングシステムとして、いわゆるのぞき見システムと言ったら失礼ですけども、要は共通情報の検索機能のものと、それから託送異動機能両方今やっていますが、どちらも一般電気事業者と我々の間で良好な関係でやっているということはあるんですが、12ページの資料3-2の12ページを見てほしいんですけども、このイメージの中で異動業務も、それから共通情報検索機能もそうですけれども、左側の小売事業者の間に矢印があつて、ここにAPIフローとかWebのフローとか矢印が書いてあるんですけども、これは単純に見ると、ただ矢印があつて情報が来ただけということになっているのですけれども、実はこれ設計の仕方によって、小売事業者の負担が随分違ってくる可能性が高いんです。何を言っているかといいますと、渡す情報の形によって、小売事業者のほうでシステムの部分でかなりの負担を強いる場合と、逆に渡し方によって小売事業者のほうが非常に負担を強くない、割と簡素なシステムでつくれる場合と、随分差が出てくるということは実際あり得る話です。これはソフトバンクさんのほうが詳しいと思うんですけども、そういう意味で、実は我々は今PPSとしてはそれぐらいの規模は持っていますが、これから低圧のほうに進出しようという小規模なそういった事業者さんにとってみると、負担によっては産業商品になる可能性ももしかしたらあるんじゃないかなということなので、この矢印のところを少し真剣に考えていく必要があるのかなということを今最近になって思っておりますので、このことについては少し注目して設計をしていただきたいというのが1つ提言としてお伝えします。

それから最後に、ちょっと話題になりました広域の設備の形成ルールのあり方、5-3について少しだけ意見を述べさせていただきます。

6ページなのですが、この中で政府の政策方針に基づく検討開始の場合というのが出ているのですけれども、この中で方向は全然問題ないのですが、コメントの中で大事だなと思ったことがあるので、くどいかもしいないですが、実は四角の中にあります検討の場の設置というところの下です。実際に整備以外の方策ということでポチで書いてありますが、連系線等の利用ルールの見直しが必要な場合とか抑制ルールとか利用ルールというところを書いているのは非常に大事なことだと思つていまして、確かに連系線をふやすことはできれば大変いいとは思っているし、お金をかければいいのですが、連系線の利用ルールというのは非常に大事なもので、いわゆる運用要領の書き方とかそういうものを含めてですけれども、実はこれは広域機関の中でも既に論議になっているのですが、このルールを連系線の新設・増設の中で必ず入っていけるように、実際にルールを変えていけば、それを増強するのは少し後でもいいとかといったようなことをこれから新しい機関の中で最初に議論すべきことだというふうに検討会でも考えておりますので、これについても大事なルールとして、ぜひこれは中に入れていただきたいというふうに思っています。

それから、12ページなのですが、これは逆に電力会社にお聞きしたい話なんですけれども、広域機関が実際に検討しますと。これまでは提言で終わっていたものを実際に検討して、その計画をつくるということこれから踏み込んでやるんですけれども、中の論点のところの2つ目のポチですけれども、増強等の方策を実際組むという中に、もう青写真をつくるわけです。概略ルートとか、技術的方式とか、あるいはコストとか書きますけれども、この概略ルートという話なんです、実際に新しい送電線をつくるときって、電力会社の中で用地買収だとか物すごい大きな壁がたくさんあると思うんです。これは広域機関がこの線でやってみたらどうって簡単につくれるものじゃないことは皆さん重々わかっておられると思うんですけれども、これをやるときに、エリアの電力会社とそれから一般、広域機関の方々がリンクしていかないと、これつくったはいけれども、すごい変なものをつくって後でやり直したいなのは何回も繰り返されても意味がないので、この辺のところは協力体制とか、そういうことも含めて円滑にやっていただきたい。何かそういう仕組みといいますか、形をぜひつくってほしいというお願いがあります。

それから13ページなのですが、実際に新設する場合と、あるいは既存の増強の場合があるのですが、新設の場合の話で、今の用地の問題もあると思うのですが、例えばですけれども、今は連系線というのは、実を言うと昔からずっと一般電気事業者さんの間で、例えば新規の電源を域外につくったので、そのために連系線を増強しなくちゃいけないとか、あるいは遠いところの電気をどこかの電力会社に送るためにどこか詰まっちゃうんであげましようとか、要するに地域外の電源を大量にどこかに送るためにネックになっているところをどんどん増強しているというのが今までの工事だと思うのですが、そういった意味では、今ある我々が利用してもらっている連系線というのは、非常に過去の遺産といいますか、そういうものを活用させていただいているので、そういう意味では、今たくさんの容量があいているというのは非常にありがたいことだと思っているのです、FCを除けば。

そういう意味では、これから増強する話というのは、そういったもの以外のものが出てくるはずなので、例えばですけれども、特定の電気事業者が、発電事業者が電源を設置するために開発したいといったときに、送電線を広げてほしいと。そのときに、変な言い方ですけれども、そのエリアの電力会社さんは自分たちと直接関係ない話ですよ。そうすると、例えばですけれども、用地問題面倒くさいし大変だなとなると、ちょっと人ごとではないですが、なかなか乗れないといいますか、本気になれない部分もあるような感じがあると思うんです。

そういう意味では、用地上の問題ということは非常に大きな話になるんで、回避したいなということにならないようにしてほしいと。つまり、当事者じゃないことによる、当然モチベーションってあると思うんですけれども、それはほかの電気事業者、発電事業者にとっては重大なこと

ですので、それを一緒に考えていけるような、あるいは仕組み・体制というんですか、そういうものはぜひこの中でつくってほしいというのがお願いであります。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。送電事業者さんの質問もありましたけれども、野田委員からお願いいたします。

○野田委員

関西電力の野田でございます。

まずは設備形成ルールに関して意見を述べさせていただいてから、今ご質問のあった件についても触れさせていただきたいと思います。

まず、設備形成ルールのあり方については、本日資料で示された方向で事業者としても協力していきたいと思っています。その上で先ほどもありましたけれども、ルート選定でありますとか、あるいは事業実施主体の決定方法については、資料にありますとおり、事業の実現性、あるいは継続性を適切に評価いただくことが望ましいと考えておまして、この点について、これまで送電事業に携わってきた実務者という立場から少し具体的に意見を申し上げたいと思います。

送電事業といいますのは、ルート選定でありますとか、あるいは設備建設時において施工能力や既存設備との協調性など技術面の能力が求められることはもちろんのこと、自然環境への配慮であるとか、あるいは用地を提供いただく際の理解活動など地域の皆様のご納得、信頼を得ることが必要不可欠だと思っております。

また、設備建設後につきましても、長期にわたり日々の設備の保守・点検に加えて、災害が発生した場合には速やかな復旧対応というようなことを含めて地域と共存していくことが必要な事業であると思っています。

実施案、それから事業実施主体の選定においては、このような点も適切に評価することで、地域の安心、あるいは安定供給につながってお客様のメリットにもつながってくるものだと思います。

我々といたしましても、これまで培ってきた知識・経験を生かしながら、他の送電事業者と切磋琢磨して、よりよい提案をお示しできるように頑張っていきたいと思っています。

これが1つ意見でございまして、先ほど沖委員からありました12ページですか、広域機関が強化の検討のときに用地を巻き込んでというようなことでありますけれども、広域機関だけで具体的な検討というのは用地事情含めて大変だと思いますので、エリアの事業者としても協力していきたいと思っています。その中で具体的な検討ができるように、それを避けるというようなこと

がないようにやっていきたいと思っていますし、また発電事業者との連系という場合でも、我々が地域の送電線をつくる、あるいは面倒を見る立場として中立的な立場でやっていかないといけないと思っています。そのときにそういうことは嫌だというようなことはないようにやってまいりたいと思っています。

それと、児玉さんからご発言がありましたスマートメーターからの情報提供につきましては、これは先ほど林委員のほうからこれから具体的に検討していくとご説明がありましたけれども、観点としてお客様の利益の最大化が図れるように、また児玉さんを初めとする小売事業者の方のご意見も踏まえながら、費用対効果をきっちり把握してやっていくべきこととっております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして林委員からお願いいたします。その次、圓尾委員となります。

○林委員

林でございます。

4点ございます。まず1つが資料3-1の10ページの基本的なガバナンス構造の先ほど評議員会の話で、いろいろ議論があったと思うのですが、この人員の構成ということで、右下見させていただきますと、電気工学、経済経営、法学、財政金融、情報通信、環境、大規模需要家、中小規模需要家、消費者というように非常にいろいろと多岐にわたる方々がおられまして、専門分野とか知識云々も非常に多様になると思ったときに、今後はここで決をとるという以上はデータとかきちんとした資料に基づいたエビデンスをもとに議論していただきたいと思います。

例えば、専門的な人がどうしても強く発言してしまうと、それに引っ張られてしまわれる場合も多いので、そういう方々はちゃんと消費者の方々にわかるような説明資料をつくったり、そういうお互いがちゃんと納得できる資料をお互い共有し合うという場にして、しっかり最終決断の場でもあるというか、監視機能なり尊重義務を置くということであれば、やるほうもしっかりやりたいということで、エビデンスをしっかり出すということが今後非常に大事になるというふうに思っております。

あと2つ目なのですが、資料5-3の15ページの設備形成のルールのある方、いろいろ事務局でまとめていただいているのですが、例えば15ページなんかは、設備形成ルールに関しますESCJと広域機関の違いというのをうまく表にまとめられておりますけれども、これを例えば今後評議員会の中でもいろいろ使うとは思っておりますけれども、先ほど寺島委員からもあったと思うのですが、広域機関の周波数制御とか中長期の話とか災害時の対応とかという、

もうちょっと大項目を幾つかつくって、何が広域推進機関で変わって、どんな機能があるかというのをきちんと1枚の、先ほど安永さんがA3で1枚で資料5-4みたいにまとめられてご説明されましたけれども、そういう形の資料のような議論のベースとなるものをしっかりつくっていかないと、大分皆さんの温度差がありますし、その中で例えば周波数とか安定度とか、そういう専門的な知識のキーワード的な話にもなれていただくという意味もありますので、そういうものを踏まえて、しっかりそういう資料づくりという、共通のプラットフォーム的なものというのをぜひ考えていただきたいと思っております。

あともう一つ、先ほどエビデンスをそろえるという意味であったと思うのですが、年次報告の作成ということで資料5-1の23ページの一番上の話になると思うのですが、業務規程への記載を求めろべきということで、前年度までの需給、エリアごとの周波数変動、停電状況、リスク要因分析を含むとか、系統及びアクセス状況に係る統計データの蓄積、分析及び評価ということがありますが、これは作成して終わりではなくて、多分この評価をどう次に生かしていくのかと。PDCAじゃありませんけれども、その結果を踏まえて、じゃどうしていくのかというようなエビデンスとしてもぜひ活用していただければというふうに思います。

あと最後もう一点ですが、スイッチング支援システムの検討状況が資料3-2でございましたけれども、こういう試み、先ほどいろいろな方のご要望もあると思いますので、たしか10ページの最後に書いてあると思うのですが、今後の検討事項、多分いろいろあると思うのですが、スイッチングコストではイコールフットィングの話もいろいろありますし、これは結構トピックになってくると思うので、次回以降の制度設計WGで適宜報告していただいて、我々も情報共有させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、圓尾委員お願いいたします。その次が辰巳委員となりますので、よろしく。

○圓尾委員

3点ほどお話しします。

1点目は、広域機関の問題ですが、私もガバナンスという意味で評議員会をきちんと機能させることは非常に大事だと思っております、松村先生ご指摘のとおり、実のある議論をすることがとても重要と思っております。

そういう意味では、17人、20人というのは相当多いですし、また何か特殊なテーマを議論するときに、全く専門外で意見を求められてもしゃべれないようなケースも出てくると思いますので、

1つの例ですけれども、例えばワーキングとか専門委員会みたいな形で議論すべきことを区分けすれば、人も集まりやすくなると思います。何かしらの方策は考えたほうがいい、というのが1点目です。

2点目はスマートメーターに関してです。全面自由化がきちんと早期に機能するためにはスマートメーターの普及が不可欠だと思っております、その意味では林委員のプレゼン資料の1ページの真ん中に書いてある「スマートメーターを設置する需要家に関しては遅滞なく交換を行う」という点がとても重要だと思います。質問ですが、そもそもスマートメーターの設置を希望する需要家をどうやって把握するのかという点、それから、そういう需要家に対して遅滞なく行うということは、もし希望が殺到したら、あっという間に普及が進むのかという点です。電力各社さん、2022年とか2023年が導入完了予定と書かれていますが、これが大幅に前倒しになる可能性があるかと読めるのですが、そういうことでしょうか？という点をどなたかに確認させていただければと思います。

3点目は、J-POWER電源の切り出しについてです。寺島委員が非常に苦しそうにお話しされていたので恐縮ですが、ここの進展がないというのがどうもひっかかります。前もこの場でお話ししましたが、また何人かがお話しされていたように、現状は非常に需給が逼迫していて、この状況で直ちにJ-POWER電源を切り出すとなったときに、国民経済的にメリットがあるかと言えば、私もないと今現時点では思います。しかし、少なくともある程度の原子力が再稼働して需給に余裕ができたときにどうするのか？ということは今から議論すべきだと思います。そういう議論もされていない様に資料の51ページは見えます。次回モニタリング時には、そういう視点での記述があればいいなと思います。

最後に、もう一点加えますと、寺島委員は「長年の経緯」とおっしゃいましたけれども、この「長年の経緯」が変わるということが、先ほど成立した第二弾の改正電気事業法のポイントだと理解しております。基本的には民間対民間の契約ですから、契約が維持されるというのは普通に考えると当たり前のように思えます。けれども、一般電気事業者という立場と、卸電気事業者という立場での契約でした。先ほどの改正電気事業法案が成立したということは、一般電気事業者という定義がなくなり、また卸電気事業者という定義がなくなる、ということが決まったということですから、その先、従来の契約を維持していいのかどうかという点は、きちんと整理をして考える必要があると思います。場合によっては、この委員会で議論してもいいと思いますが、それよりも当事者間できちんと整理して意見を出していただくというのが私は大事だと思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。ご質問もありましたけれども、後でまた適切な方からお答えをいただきたいというふうに思います。

それでは次辰巳委員、大橋委員と行きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○辰巳委員

ありがとうございます。

まずきょう広域機関のこれからの形づくりのご説明があったんですけども、私ここに消費者の立場でということに参加させていただいているんですけども、広域機関が私たちが直接かわる機関ではないとは思うんですけども、広域機関がちゃんと望まれている、期待されている仕事をしてくださらないと、私たちの電力会社の選択の可能性が狭まるということが考えられるかなというふうに思いますもので、そうすると、せっかく自由化をやるというのにその意味がなくなるというふうに思います。

きょうのご説明の中では、関係者の方たちが一生懸命公正に行おうと努力されている状況というのは、まずは伝わったんですけども、全国の消費者が公平に選択のチャンスを得られるかどうかというふうな視点も忘れないでほしいなというふうに思っております。

そういう視点が必要だというふうに思うということと、それからこういう大きな機関を運営していくんで、きっと多くの経費が必要かというふうに思うんですけども、一般的にはお金をたくさん出す人が力を握るとというのが世の中の常であり、決してそのようなことにはならないよう託送料金で回収するという話ではあるんですけども、結果的には私たちの電気代でそれが回収されてくるという格好になるんだというふうに思うんですけども、もし、今ある程度わかるのであれば、どのくらいの金額をどのようにみんなで分配して、それが今言ったお金をたくさん出す人が力を握るというふうなことにならないようにできる歯どめはどうなっているのかとかというあたりをまずは教えていただきたいなというふうに思ったことです。

それから、あとアンケートをおとりいただいて、ありがとうございました。スイッチするに当たってどういう会社を選んだらよいかわからないとか、面倒な手続は困る等の声というのは、もう本当に消費者の生の声だというふうに私も思っております。今回のスイッチングシステム、支援システムのご説明のときの11ページのところの絵なんかを見たらわかりやすいので、つい私たちは文章の説明よりもこういう絵で説明してもらいたいというふうに思って絵を見てしまうんですけども、これもスイッチの申し込みからスタートなんです。私としては、スイッチの申し込みの前に需要家が選択をするという選択というところが重要であって、例えば、その機会が引越しのときでも構わないんですけども、選ぶというところが需要家が自分で判断するんだよ。



それからスイッチをお願いするというふうな格好になるんだというふうなのもうちょっとわかるような絵の描き方をしていただきたいなというふうに思ったという次第なんですけれども。

選ぶというところには、情報というか、結局先ほどのアンケートにあったように、どういう会社を選んだらよいかわからないというところとのつながりなんですけれども、それを誰が選択に役に立つ情報というものを提供してくれるのかというのが、今回の広域機関の役割ではないとは思いますが、多分小売事業者かもしれませんが、小売事業者が自分の商品を買ってほしいから自分に有利な情報提供するというふうなことが起こっちゃ困るんで、そこら辺が公正にちゃんと情報提供が行われているかというのを誰が監視するのかなというのがよく見えていなくて、だからきちんとそういう情報提供がないと選択できないと消費者は言っているわけなので、そのところをきちんと監視できる仕事というのは広域機関の仕事になるのでしょうか。その辺がよくわかっていなくて、ぜひ検討を重ねてほしいなというふうに思っております。

あと同じスイッチングシステムの7ページか何かに情報の提供、共有化の話がありますよね、スイッチした会社に対して。こういう情報提供を提供項目書いてくださっていて、やりとりをしますよというふうに書いてあって、これをさっと見る限りは、これはいいやというふうに思って、多分承諾、さっきの逆戻り、「提供しますよ」、「はい、承諾しますよ」というやりとりの中ではさっと流れてしまうと思うんですけれども、こんな中にもしかして消費者にとって不利な情報、こんなこともあり得る、だからこういうことを考えて——最近コンピューターなんかでもいろいろな情報がこういうことがあるとこういうおそれがあるので構わない。それを承知した上でチェックしてくださいというふうな感じの説明の仕方もあるもので、こんな中で、例えば使用量の情報と書いてあったら、ああ、いいやというふうに思うんじゃなくて、もうちょっと詳しく説明してくれるような、こういうところが情報提供されると、あなたにとってこういうふうな不利なことがあり得るかもしれませんよとかというふうな情報提供もちゃんとしていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひこのスイッチングシステムの中でそれを説明、入れられるようにしていただきたいというふうに思ったんです。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは大橋先生、2回目となりますが、よろしくお願ひします。

○大橋委員

2回目で申しわけないんですけども……

○横山座長

いえいえ、そういう意味で言ったんじゃないです。

○大橋委員

いやいや、先ほどコメントを2つしたのですけれども、そのうちの最初のコメントについて、もう少しはっきり申したほうがいいんじゃないかって稲垣先生から言われて、もう少しはっきり言わせてください。

私は、法律が苦手なんで申し上げた後、稲垣先生から何かコメントがあれば仰って頂きたいのですが、私が申し上げたのは、資料5-1の23ページ目の法第28条の40というのがあって、その八の附帯業務のところの2つ目の丸だと思います。その文言を次のように変えていただきたいというのが私が申し上げた点なんじゃないかと思っています。

その内容は、まず両括弧のあるところは「情報収集、点、調査研究及び発信」というふうにして頂き、それで丸のところなんですけれども、「広域機関の業務に資する国内外の情報の収集、分析を調査研究を行うとともに、広域機関の情報、調査研究結果を国内外に積極的に発信する体制を定めていること」として頂きたいということが多分私が申し上げたかった点なのかなと思っていますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○横山座長

ご要望よくわかりました。ありがとうございました。

それでは、関連ですので稲垣委員からお願いします。

○稲垣委員

先ほどのところは「情報の収集・発信」ということが書いてあるんですけども、私も全く同じように考えていて、大橋委員の発言がこの組織の目線の高さというところに集約されていくとか、それを示すものではないかってつくづく思うんです。

この業務というのは物すごく専門性の高い業務です。だから、それを担う委員会とかワーキングチームとかそういうものも恐らく専門家が集まってきます。そうすると、まずそこで問題になるのは、そこに自由化の効果を現実にあらわしてくる消費者、特に能力のない消費者、選択能力もないし、それから情報収集能力もない。インターネットも使えない。こういう人たちのサイレントマジョリティとか、多くの声をどうやって反映させるんだ。これは重層構造が必要になってくると思うんですけれども、最終的にはその人たちが喜びを感じる、よかったと思える、そういう現場の、会社の現場の人たちが感じられる、消費者も感じられる。こういうふうな制度づくりをしないと、多分これは自由化を望む事業者とそれから自由化されることによって影響を受ける事業者同士の話に終わってしまう可能性がある。常に自由化の起爆点とか、現実化は消費者のところで起こるということ意識してやらないといけないと思うんです。

そうすると、こういう専門的な意見とか思考をどうやってそういうものと全く縁のなく安心して便利に、豊かにというか、喜んで暮らしたい。しかも、その恩恵は受けてたい。知らない間に負担はしたいと、こういうところにどうやってリンクさせるのかということが大事になってきて、それができるのは例えば専門性を持った知識を駆使する事業者だけではなくて、これは時間軸が必要だと思うんですけども、それを例えば高等教育、それから中等教育、初等教育の中で時間をかけて電力の自由化の恩恵というのはこうやってみんなが享受できていい世界だねということができてくる、これができ上がりの形だと思うんです。

もちろん時間はかかるんですけども、それをやるためには、単純にここで今「情報の収集・発信」、これはわかりますよ、一般的に。例えば、今いろいろな電力会社なり、それからそれなりの新電力の会社行けば事業報告もあるし、いろいろなものがある。そういうレベルの話ではないと思うんです。もっと広範な人材、それから跡継ぎたち、それから教育をする人たちをつくり出すということをやらないと、この組織の法律をつくるときの願いというか、それを実現できないと。

確かに法律は、1条、目的では、電源の供給と何々って非常に技術的なことしか書いていなくて、「等の業務を行う」ということはあれですか。この「等」がすごく大事だなという気がするし、それをやるためには人材、それから人材と教育の体制、そして現実的には研究体制、それが教育にフィードバックしていくというプロセスをつくっていかなくちゃいけません。そういう意味で単純に情報の収集、発信ではなくて、研究、しかもそれが体制をつくるという意識がある組織になってもらいたいということが大橋先生のおっしゃることを法的に形にすると、そういうことになるのかなというふうに思うんです。

それに乗っちゃうのも恐縮なんですけれども、私も先ほどガバナンスの話をしたんですけども、先ほど評議員会の有効化というか、を機能させるということが必要だとか、それからガバナンスで私は監事の話をしましたけれども、理事についてもそうだと思うし、これは情報をただ事前に資料を提出するとか、そういう話ではないと思うんです。

だから、例えばここの定款の認可基準を見たときに、「この業務を確実に行うこと」というのがあるんですけども、「それを行うに足りる組織、体制を構築すること」という中小文言すらないんです。すぐ各論行っちゃっているわけ。だから、そこは押さえておいてほしいと思うし、今準備組合の報告を見ると、私の経験からすると、事故を起こしている会社とかいろいろな組織を見た経験からすると、ほとんど認可基準が考えていることの域に達していないようなところだし、多分実際の実務をやっている方は、本当に各論のところがお忙しくて、そこまでの配慮が及ばないのが実情なんだと思うんです。

多分これ法律家が余り有効に、多分中でいると思うんですけども、余りそういう面を持って有効に自由に議論されていないんじゃないかという気がするので、もっと自由に目線の高い有効なガバナンスを構築するという観点から準備組合のほうも議論を積み重ねていってほしいと思うんです。

具体的には理事の数も圧倒的に足りない、監事も足りない。この人たちだけで、あと体制でやるということになって透明化を維持するとなると、結局理事会が月2回、監事は常勤または非常勤で2人だけ。そうすると、実際に事務局の知識を持った人たちが全部やって、来てくださいますありがとうございます。こういうことでございますと言って帰っていくと。これで終わりじゃないですか。

評議員会だって、今人数が多くて議論できるのかと言っているけれども、その前に情報を出さなきゃいけないですよ。そういう資料をつくる人たちというのは事務局の人たちになるだろうと。それを理事が十分に見ることもできない、専門性高いから。それを監事はそういうことをやっているというのがいかぬことだと、ガバナンスが有効に機能していない。それを評価することもできない。こういう体制でやろうというのがこの絵なんです。だから、普通の法律家が見て、実務経験のある法律家が見たら、本当にこの人たちは物事というか、要するに現実が理解できていない。ただ絵を描いているだけだというふうに正直に言うと怒りすら感じる、本当のことを言うと。これはそれぐらいの絵なんです。ただ、忙しいだろうと思って、これから準備していつてくれると思っていますので、確信をしているので、その怒りはすぐに消えて喜びに変わるんですけれども。

基準もそうですし、それから準備のほうも確実にいいものができると確信して詰めていっていただけたらと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。後でまとめて永井さんからいろいろ答えていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして松村委員からお願いいたします。

○松村委員

本当は別のことを言おうとしたのですが、今出てきた議論と関連する点を先に申し上げます。

大橋先生や稲垣先生がおっしゃったことに反対する理由など何一つなく、どこかがそういう機能を果たして欲しいと私も思います。ただ素朴な疑問として、おっしゃったようなことは広域機

関が果たすのかは疑問があります。そういう制度の設計はあり得ると思うのですが、ご指摘になったようなこと全部を広域機関が担うというつもりで恐らく現時点までの段階では制度設計していないし、したがって永井さんもきっと当惑していると思います。そんな機能まで担う機関と認識していなかったと思います。これについてはどこがどう機能を担うべきかという格好でちゃんと議論する必要があると思います。文言を書き換えれば済む問題ではないと思います。

本当に言いたかったのは次の点です。

市場の活性化に関して、まず需給が逼迫しているから出せないというのは、沖専門委員が正しくご指摘になったとおりに、私も納得していない。電気に色はついていないので、切り出したとしてもその発電能力が消えるわけではないから、それで需給の逼迫が激しくなるとかということは本来ないはず。需給逼迫下では切り出しはできないという議論には納得できない点はある。

それからもう一つは、本当にこれ事実合っているのか。需給逼迫が本当に原因なのか。これは大橋委員が正しく指摘したとおりに、私たちは入札情報にアクセスできないので確認はできないのですが、例えば卸取引所のスポット市場でスパイクが起こっていて、物すごくタイトな市場になっている状況下で、しかし売り札を十分出していない一般電気事業者の方が結果的に見ると10%を超えるような予備力を持っているのにもかかわらず市場に出していなかったなどということが複数回あったのではないかと疑っています。残念ながら私たちはこれを確認できないが、疑念を抱いている。そういうようなことがもし本当にあったとするならば、一般電気事業者の説明には余りにも説得力なさ過ぎるし、誠実とはいえない。しかし、そのような事実の有無を確認できないのがとても悔しいというのが感想です。

それから、しかし、文句ばかり言いましたが、瀧本専門委員から物すごく前向きなことを言っていて、すごく勇気づけられました。私はそれを聞いただけで、今日来たかいがあったと思った。需給が逼迫しているから出せないのだと。実際にご指摘の通り大型の電源がとまっているわけです。だから、これがちゃんと動き出したら見ていてくださいと、こういうことをおっしゃったのだと思います。じゃ、今動いていない大型の電源が動き出したら、その供給力に対応するぐらいJ-POWERの切り出しなんてすぐやってくれるのですよね、動き出し始めたら。多分J-POWERの全部切り出したって足りないぐらい動き出すということになったら、それに対応するぐらい市場にどんどん出してくれるのですよねと。そこまで強力なコミットメントとは言わないのですが、頼もしい発言をしてくださったということは、ある意味で私たちにとっては救いです。大型の電源が動き出した、100の電源が動き出したのに、実は切り出したのが10だけで、マーケットに出てきたのは10だけでなんていうようなことはもう決していないと思います。物すごく強い前向きなコメントを言っていた。ちゃんと電源が動き始めたら、それに対応するぐ

らい出しますよと。

もちろん、今厳しい状況だから全部出したら足りない、老朽化した火力を休ませなければならぬなどという見苦しい言い訳はよもやしないと思います。さっき言ったように、電気に色はついていませんから、それ出したって、電源が日本かから消えるわけじゃないから、ちゃんと非効率的な限界電源の発電量は自然に落ちます。老朽化火力の運転状況を、切り出しが悪化させるなどということはありませんから、当然に切り出しはやっていただけるだろうと思います。

もし、この後ですぐ瀧本専門委員が、いや、そういうつもりではなかった、大型電源が動き出してもほんの少しの電源しか切り出せないの見苦しい発言をする、大型電源が動いて全体の需給は大きく改善しても、その局面ではまたやれ老朽化火力が、などと様々な理屈を並べて、電源を切り出さない言い訳する余地を確保しようと、この後慌てて見苦しい発言をするならば、さっき言った発言と、今度の発言を見比べて、一般電気事業者がどの程度誠実な人たちなのかがとてもよくわかるでしょう。もしそういうことがなく、この後見苦しい弁解がなく、先の発言は真摯に、本当にきちんと出します、見ていてくださいということをしちんと言ってくださったということなら、完全に納得しないとしても、私たち一ちはとりあえず一般電気事業者の誠実さを信頼し、当面今後の一般電気事業者の行動を見ているというのも合理的な選択だと思いました。

以上です。

○横山座長

それでは、瀧本委員からお願いします。

○瀧本委員

札を立てようかと思ったんですけども、ご指名に近い形だというふうに思いますので、手を挙げさせていただきました。「非常に力強い」と言われましたことについては、おっしゃったとおり需給が回復すれば、我々としても今以上には頑張れるということを示し上げたということで、先生が過大な期待というふうには思いませんけれども、いきなり100万キロ稼働したから100万キロがそのまま市場に出てくるとかというのはちょっと違う話だと思っています。

それはなぜかという、我々も今本来ならば、あまりにもコストに合わない、要は皆様にお届けするにはあまりにもコストの高い電源を無理矢理稼働して、いつ倒れるかわからないのですが、そういうものも使いながら、何とか底上げをして今供給力の確保を図っているという状況でありますので、これが戻ってきて全部足し上げたものが正常な姿だとは思っておりません。効率的に電気は供給すべきものだというベースがあるかと思っています。だからやらないというわけではなくて、そういうふうにご理解をいただいたらということでもあります。

それから、電気に色がついていないのはそのとおりではございますけれども、よくよく考えて

いただきますと、まだ部分自由化という中で供給をさせていただいております。半分以上といただきますか、まだ規制がかかって供給義務もかかってお届けしている一般のお客さまはいらっしゃるわけでありまして、こういう状況の中で単に玉が右から左に動くだけなのでトータルとしては変わらない、要は供給者が変わるだけだと、こういう議論というのは少し違うかと。ある意味今の状況でいくと、あと2年後、全面自由化になれば多少は違うような気もいたしますが、それでも、経過措置期間については、ある意味供給義務といった最後のところというようなものもあります。少なくとも今の時点ではまるっきり全面自由化ではないということだけをご理解をいただきたいと思うところであります。

その中でも繰り返しになりますけれども、我々としては一生懸命やってきたつもりですし、ぜひとも温かい目で見てくださいということをございます。疑念は晴れないというふうにおっしゃいますけれども、そこのところはよろしく願いいたします。人間として信用できるかできないかというのは私の目を見ていただきたいと、こういうふうに思います。

○横山座長

ありがとうございました。

大分時間が迫っておりますので、あとまだお答えをしなければいけませんので、今お札の立ておられます遠藤委員と江川委員ということで終わりにしたいと思います。

それでは、まず遠藤委員からお願いいたします。かなりスイッチングに関する質問も出ていましたので、それに対するお答えもしありましたら、含めてご発言いただければと思います。

○遠藤委員

自主的取り組みの観点なんですけれども、多くの方からご意見がありまして、重なるところもあるんですけれども、あえて発言させていただきます。前々回のワーキングでも発言したんですけれども、この中身を見ると、特にそのときと余り変わっていないということで改めまして、制度的措置の要望をさせていただきたいというふうに思います。

37ページに新電力のシェアが出ておりますけれども、1年でわずか0.7ポイントしか上昇していないというふうに受け取っています。しかも、この上昇の主な要因というのが、常時バックアップの見直しということであって、電力会社の自主的取り組みの効果というのはほとんどないというふうに書いてございます。つまり、取引所の価格がまだ高いということなんです。新電力から見ると、小売に使うレベルにはなっていないということ。電力会社が今行っている自主的な弾出しというのは、電力会社同士が高い電源の差しかえに使っているということで、小売市場の活性化にはつながっていないということだと思えます。

それから、卸電気事業者の電源切り出しについても先ほどからありますように、ほとんど進ん

でおりません。新電力から見ると、電源調達のすべが非常に限られているということだと思います。その需給ひっ迫が緩和されれば弾出しはふえますということなんですけれども、結局原発が動いても若干安いところに市場の弾出しが来ると思いますが、そのときは電気料金も恐らく下がるんです。ですので、新電力から見ると、今の状況と余り変わらないというふうに思っています。

一方で、国民の意識調査の結果を見ますと、既に半数以上の方が電力会社の切りかえを検討したいと思われているということなんです。このまま2年後の全面自由化が始まって、今のままだと、ほとんどのお客様に対して期待を裏切るようなことになってしまうのではないかとこのように思っています。少なくとも二、三割以上のお客様が電力会社の切りかえを実現できるような状況をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

したがって、電力会社の市場への弾出しにつきましては、予備力を超える一定割合を義務づけるなどの具体的な制度的措置を一刻も早く実施していただく必要があるというふうに申し上げます。

それから、公営電気についてですけれども、先日東京都と東京電力の解約補償金の報道がされていきました。それが恐らくきっかけになったということもあると思うんですけれども、ほかの自治体さんでも入札の検討を始めたというお話を聞いております。恐らく多くの自治体は電力会社と解約した際の補償金に対して非常に心配をされていて関心も高いんだというふうに思っております。

国として長期契約の解約に関するガイドラインというようなものを整備していただければ、公営電気の切り出しというのが一層進むのではないかとこのように思いますので、ぜひそういった検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後にスマートメーターについて意見を申し上げます。

資料4の4ページ目のところに検討の方向性の中でスマートメーターからの情報を小売事業者にもどのようなタイミングで提供するかというのが論点だというふうに書かれておりますけれども、前回の制度検討会の中で私のほうから質問させていただいたんですが、データ提供のタイミング、これについて電力会社さんのほうから1日4回程度であるというような回答でした。このような数時間おくれのデータが来ても同時同量には使えないということで、そもそも新電力のインバランス等の事業に対する影響が非常に大きいだろうというふうに考えております。

それから、さらにダイヤモンドリスponsなどのお客様向けのサービスの提供というのもAルートでは難しいだろうということ。この情報提供のタイミングについては、制度設計ワーキングの論点である同時同量とかインバランス、こういった制度と非常に関係が高いものですから、今後のワーキングの中でスマートメーター制度検討会と整合をとりながら議論をしていただきたいと



いうことを申し上げます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、江川委員からお願いいたします。

○江川オブザーバー

どうもありがとうございます。設備形成ルールについて、次回以降も議論されるということなので手短にお話しして、誤解があったらまた次回以降お話しさせていただければと思います。

所属する組織と関係ない個人的なところもありますけれども、まずこの資料5-3の5ページ目で、設備形成で送電網の整備だけではなく更新という単語も入っているところが、これからは需要全体の伸びが見込めない中で、非常に先を見たお考えかなと思います。

これに関して、8ページ目で全体の業務フローがありますけれども、同じようにこれで見ますと、最後の供給計画の提出が終着駅の様ですけれども、実際には10年ほどかかる連系線の建設の中ではいろいろ状況が変わります。例えば、今も建設しているFCであれば、最初の中越沖地震の時から3・11を経験して作る容量が変わっているとか、北本も北海道の安定供給のためでしたけれども、昨今の議論にあるように再生可能エネルギー関係などが途中で出てきますので、供給計画でどんどんローリングして、またフローの頭に戻っていくというような状況も出てくるんじゃないかというふうに思われます。

2番目は8ページ目のフローの中における必要性の確認のところ、これから何が必要になってくるかと考えると、費用対効果のところが必要も伸びないのでなかなか厳しくなってきます。今回も資料5-2で出ていましたけれども、市場分断による電源調達に要する費用の追加が年間6億円ぐらいですので、これではなかなか連系線の増強メリットは出ないということで、前回お話が出ましたように、発電の限界費用というようなシミュレーションもできないといけません。その辺のところは大橋先生からもありましたように、いろいろ研究に役立つようなデータを収集して、前回山口先生がおっしゃられていました実データを匿名化して使ったシミュレーションとといったものがどんどん必要になってくるのではないかとこのところでございます。

最後は事業主体、それから費用負担のところ、先ほど沖委員からもありましたように、実現性という観点では、例えば重要送電線指定の話ですとか、個々のプロセスの中で託送料金への原価の反映を担保していくのかなど、その辺のところ、今後議論されていくのではないかとこのように感じました。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、最後に野田委員からお願いいたします。

○野田委員

関西電力の野田でございます。

先ほど圓尾委員からスマートメーターの取り付けについてご質問がありましたが、それについてお答えしたいと思います。

今のスマートメーターの設置計画ですけれども、現時点で私どもが責任を持って設置できるという計画を展開したものを当社の計画として今上げさせていただいております。小売事業者の切りかえを希望されるお客様にはスマートメーターを設置するという方向で考えておまして、申込が集中した場合は必ずしも即時にできるというものではないですけれども、できるだけ希望に沿えるように対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

では、それに関連しまして、電市課の伊藤さんのほうからも何かコメントいただけるということですので、お願いしたいと思います。

○伊藤電力市場整備課長

ありがとうございます、伊藤でございます。

今関西さんからもお話ありましたけれども、圓尾委員からのスマートメーターのご質問に関して、まさに今ご説明ありましたように、各社においてスマメへの交換を希望する需要家の対応ということで表明させていただいております。現在、自由化の一定期間前から事前申請を受け付けていただけるよう、各社において手続も含めて検討いただいているということでございます。

他方で、原則もともと10年の検定期間満了切れに合わせてどんどん切りかえていくということで、その上で各社前倒し導入計画を発表済みということでございますので、一部上乘せになるということで、恐らく圓尾委員からもご懸念があったように、仮に交換を希望するユーザーが想定よりもどんどんふえて殺到すると、こういうことになった場合には、当然メーターの生産能力や取り付けの工事能力について一定の制約はあるということで、ただ、その範囲内でベストエフォートということで、各社最大限対応していただけると、こういうことだと思っております。

結果として、そういう取り組みを通じて、まさに「最大限の対応」ということを通じて各社の導入計画がさらに前倒しになるということは十分あり得ると、このように考えております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、たくさんご質問、コメントいただきましてありがとうございました。

定款に関します監査の話でありますとか、情報公開の話でありますとか、評議員会の話でありますとか、ノーリターンの話でありますとか、いろいろご質問いただきましたので、まず事務局の、安永さんのほうからお答えをいただきまして、不足のほうありましたら永井さんにコメントいただくということで、まずは安永さんのほうから全般的にお答えをいただきたいというふうに思います。

○安永調整官

貴重なご指摘数々いただきまして、ありがとうございました。

この認可基準に関しましていただきましたご指摘につきましては、ご指摘を踏まえまして修正するところはするということで検討させていただきたいと思っておりますけれども、念のため半分言いわけですけれども、資料5-1の26ページの、ちょっと見にくくて恐縮ですけれども、上から5番目と6番目のところに、きょうご指摘もありましたけれども、調査・研究を行う十分な体制を確保していることというお話と、それから監事がきちんと有効に機能するように体制面できちんと配慮すべきということは一応入れさせていただいておりますけれども、ご指摘いろいろいただきましたので、それも踏まえてどういう格好にするのかというのは、少し事務局のほうで考えさせていただきたいというふうに思います。

○稲垣委員

これは監事の下の体制のことを書いています。

○安永調整官

わかりました。

それから、情報公開のあり方などについてもご指摘をいただきましたので、そういった点も検討させていただきたいと思っております。

それから、これはオブザーバーの祓川様からご指摘いただきました長周期、短周期の調整力不足の問題でございますけれども、これは資料でいきますと5-1の21ページの下から2番目の丸のところがございますように、これは広域的な周波数調整というのをきちんとやるということでございますので、この機関なり準備組合のほうにもそういうことできちんと対応を求めていきたいというふうに考えております。

それから、評議員会の役割につきましていろいろご指摘を頂戴いたしました。基本的にはこの評議員会というのは議決機関かどうかということでは法律上の位置づけのとおりでございますけ

れども、全体としてきちんと公開をしていくという原則の中でやっていきますので、当然それがないがしろにして理事会で議論するということはできないということで考えております。細かい設計はきょういただいたご指摘を踏まえてきちんと整理をしていきたいというふうに考えております。

それから、松村委員からご指摘をいただきまして、「電気事業者等」の「等」の中にこの随意契約に強く依存する会社は含まれるのかなどご指摘をいただきました。恐らく定款、あるいは認可基準もそうですけれども、全てのパターンというのを書き切るということは難しいと思っておりますけれども、まさにご指摘いただいたような趣旨でご指摘いただいたようなケースが起らないようにということでこの「電気事業者等」ということを記載しておりますので、ご指摘いただいたようなケースは制限される例に該当するという方向で今後具体化を図っていくのかなというふうに考えております。

それから、市場の件につきまして、特に入札行動がもう少し詳細にわからないと評価も難しいというご指摘がございました。個別の事業者がどのような入札行動をとっているかをオープンにするということは、それはあり得ないと考えておりますけれども、これはどのように評価をするのかというのは当然行政の側の市場監視とか市場のモニタリングの体制ということにもかかわってまいりますけれども、この場でご議論いただくに当たりまして、今後どのような工夫をして皆さんにご議論いただけるかというのは私どもとしても——これは今後自由化をしていく以上、私どもの機能として、そういうことをきちんと評価できる仕組みをつくっていくのも大事な課題だと思っておりますので、どういうやり方があるのかということを少し検討させていただいて、またご提案なりをさせていただければというふうに考えております。

林委員からご指摘がありましたESCJとの違いの資料がよくわからない、わかりやすい資料をというご指摘もありました。こういった点も今後工夫をしていきたいと思えます。あと同じく林委員から信頼度評価の報告書つくっておしまいじゃだめですと。PDCAをちゃんと回していくべきという点につきましては、実は作りがわかりにくくて大変申しわけありません。25ページの、信頼度評価は23ページにあるんですけども、25ページの上から2番目の丸のところに報告を踏まえて、きちんと業務改善を行う方法を定めてくださいということを書いておりまして、趣旨としてはご指摘のとおり、つくっておしまいではないということで考えております。

それから、辰巳委員から広域機関の費用等、お金をたくさん出した人が力を持ってしまうのではないかなというご指摘もありまして、仕組みとしては全ての事業者の方から共通の手数料というか事務経費のようなものはいただくんですけども、大半は託送料金ということになりますので、この託送料金から徴収するというのは、基本的にはそれぞれの系統規模と言っています

けれども、ネットワーク会社のそれぞれの事業規模で均等に割ることが基本だと考えております。もしかしたら、内容によって、特にこの辺の需要家に便宜があるのではというようなことがあるかどうかということはあるかもしれませんが、基本的にはコストは全ての需要家で基本的に割っていくという発想でやってまいりまして、その費用をどの送配電事業者が幾ら負担したからということが議決権に反映されるかということ、議決権につきましては今回資料でご説明をしたように一般送配電事業者でグループも含めて3分の1超えないかということにしておりまして、費用負担と議決権の割合が直結する形にルールをしておりませんので、そういう意味ではお金をたくさん払ったんだから発言権がないのがどうなのかということはあるかもしれませんが、ご懸念のようなことにはなっていないというふうに考えております。

それから、遠藤委員から公営電気事業者の解約についてガイドラインをつくってはどうかというご指摘をいただきました。実は東京都と東京電力の件は、恐らく報道はされていますけれども、まだ終わっていないはずですので、裁判所の判断の結果も出た後で、その内容も踏まえて検討をしていきたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、広域機関の設立準備組合、永井さんのほうから短周期等の周波数調整の話ですとか、何かつけ加える事項がございましたら、お願いしたいと思います。

○永井オブザーバー

冒頭にご質問がありました件、今のこの遅いタイミングでの回答で恐縮でございます。

エリア調整力の不足時の対応ということに関しまして、資料の13ページの中に記載してございますが、中項目の中として、広域周波数調整実施時の対応ということを記載してございます。という記載のとおり、広域周波数調整ということは非常に重要な課題だと、そういうふうに認識しております。

現時点では第一段階の認可申請ということを優先しておりますが、認可申請、第一段階の認可申請以降に準備組合の中でしっかりと議論していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、時間が15分ほどオーバーして大変申しわけありません。本日たくさんご意見をいただきまして、ありがとうございました。

まず第1点目は、本日の議題の1番でございます広域機関の定款、業務規程で定めるべき事項、資料5-1でございますが、これは本日たくさんご指摘いただきまして、先ほど安永さんからもお答えがございましたが、本日のご指摘を踏まえまして必要な修正を行った上で省令等の具体化のための作業を進めていただくよう事務局をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、遠藤委員からご指摘をいただきましたスイッチング支援システムを始めとします情報連携システムの検討、それから林委員からもありましたスマートメーターの情報、小売事業者へどれぐらいの頻度で渡すのか等の検討の状況、皆様からもいろいろ途中の状況を知りたいというお話もございました。ぜひご報告をこの制度設計ワーキングでいただければというふうに思います。

それから、このシステム改革の制度設計として検討すべき課題、まだまだたくさんございますので、次回以降もいろいろ論点につきまして引き続き検討を進めてまいりたいと思いますので、これからまだ頻繁にこの制度設計ワーキング行われるかと思いますが、どうぞ今後ともよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それでは最後になりましたが、安永さんのほうから今後のスケジュールについてお願いしたいと思います。

#### ○安永調整官

本日は長時間のご議論、本当にありがとうございました。次回につきましてですけれども、今7月下旬を目安に開催できるように日程調整中でございます。具体的に調整ができましたら、また改めてご連絡をさせていただきたいと思います。

#### ○横山座長

夜遅くまでどうもありがとうございました。本日の制度設計ワーキンググループは、これにて閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

——了——

#### 問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879